

令和4年 多賀町議会12月第4回定例会再開会議録

令和4年12月6日(火) 午前9時28分開会

◎出席議員(12名)

1番	神細工 宗宏君	7番	菅 森 照雄君
2番	清 水 登久子君	8番	富 永 勉君
3番	近 藤 勇君	9番	川 添 武史君
4番	木 下 茂樹君	10番	山 口 久男君
5番	川 岸 真喜君	11番	大 橋 富造君
6番	竹 内 薫君	12番	松 居 亘君

◎欠席議員(0名)

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久良君	福祉保健課長	林 優子君
副 町 長	小 菅 俊二君	産業環境課長	飯 尾 俊一君
教 育 長	山 中 健一君	地域整備課長	藤 本 一之君
会 計 管 理 者	奥 川 明子君	学校教育課長	吉 田 克君
企 画 課 長	野 村 博君	教育総務課長	本 多 正浩君
総 務 課 長	石 田 年幸君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊久人君	監 査 委 員	寺 西 久和君

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 渡 邊 美 和

---

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時28分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和4年12月第4回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願ひいたします。  
お諮りします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の対応として、通告順の5人までの一般質問にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は5人の議員の一般質問とすることに決定いたしました。

---

(開議 午前 9時29分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員といたします。

---

○議長(松居亘君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、1番、神細工宗宏議員の質問を許します。

1番、神細工宗宏議員。

〔1番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○1番(神細工宗宏君) 議席番号1番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に、コロナの第8波と思われる感染者が増加傾向にある中、福祉保健課を中心に第5回目の接種、オミクロン株対応を進めていただき、関係者にお礼申し上げます。また、今、川相では、昨年一般質問の後、湖東土木事務所に課長とともに浚渫のお願いに行った件の、50年以上実施していなかった南谷の浚渫が行われていますことに感謝しまして、一般質問に入らせていただきます。

質問1つ目、山間地域の人口増加、移住を受け入れる環境整備についてです。

この問題には6月議会でも触れました。その後、企画課でもどのような支援策がある

かなど調査していただいたと認識しておりますので、何らかの回答が後ほどあるものと期待をしております。

内閣官房が2020年1月に実施した調査によれば、東京圏に住む20代から50代の人たちの49.8%が地方暮らしに関心があると答え、ほぼ2人に1人が地方暮らしに関心を持っています。

このうち、もともと地方出身で進学や就職、転職など、東京圏に住むようになった人たちについては61.7%の約6割の人が地方暮らしを考えており、東京圏出身者より関心が高いことが分かっています。また、年代別では中高年層よりも若い世代の方が地方暮らしに関心を持つ傾向があることも分かっています。

また別の調査では、ふるさと回帰支援センターが2021年7月29日から8月4日まで1万5,000人を対象に行った調査で、移住先として地方を希望している人は、推計であります。309万人であることが分かったとあり、さらに、移住検討と新型コロナウイルス感染症の影響について調査したところ、影響があると回答した人はおよそ3割、7割は新型コロナとは関係なく移住を考えていることから、地方移住はコロナ禍による一過性のブームではないことが推察されるとあります。

企画課長は6月議会の答弁の中で、「行政としてはソフト面での、大滝地区に住みたい、子育てをしたいと思われる取組の方を進めてまいりたいと考えています」とおっしゃっていましたが、住みたいと思われる方に提供できる程度の良い空き家や宅地がなければ意味がないことだと思います。

私は、6月議会でも、大滝地区にすぐに住める程度の良い空き家を探すか、子育て世代に限定した安価な宅地分譲が必要であると言ってきました。

その後、空き家実態調査の結果、町内の空き家総数は357戸で、問題のない空き家は48%ということで、約170戸が放置されていない適切に管理されている空き家という結果を拝見しました。この中で、「住める空き家について健全なうちから利活用について意向を確認」とありましたが、さきに述べたことと今回の調査を踏まえて以下の質問をします。

問1、内閣官房の調査、ふるさと回帰支援センターの調査の結果を見て、毎回言っていますが、移住促進の今がチャンスだと思いませんか？

2つ目、ソフト面での、大滝地域に住みたい子育てをしたいと思われる取組と空き家と空き地の確保の問題は同時進行でなければならないと私は考えていますが、行政の考えをお教えてください。

3つ目、空き家実態調査の中で、住める空き家のうち、大滝地区でどの程度あるかをお聞かせください。

4つ目、6月議会で多賀町への移住の相談が14件あるとのことでしたが、その後どのようになったのか、また現在は何件あるのかお尋ねいたします。

5つ目、子ども議会の中でも、大滝小の存続や大滝地区の活性化や多賀町の人口減少

対策など、山間地域、大滝地区の少子化に対する質問が出ていました。小学校の高学年や多賀中学校の子ども目線からも危機感を持っていることが伺えました。行政は、山間地域がどのレベルになれば公費を投入しての対応を行うのかお尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 神細工議員のご質問の1点目、内閣官房ふるさと回帰支援センターの調査結果から、本町での移住促進の考えについてお答えいたします。

議員のご質問の要旨にあります調査は、首都圏都市部で生活されている方が地方への移住希望についてのもので、調査の結果は議員のご質問要旨のとおりでございます。

この調査を踏まえて、ふるさと回帰支援センターでは、移住希望者が過去20年間で20倍と大きく増加している、その理由、社会背景の中に、若者の価値観が多様化してきている、贅沢や所有を過度に求めず今を大切に生きる、非正規雇用などで首都圏での若年層の労働環境の劣悪化などの影響等々が示されております。また、移住者の受皿づくりと同時に、移住者を孤立させない、移住者を支援する仕組みづくり、空き家調査を実施し、空き家の借上げ、空き家バンクの活用なども併せて示されております。

私自身、身近なところでは、現在、川相みら家に入居していただいている方も都市圏出身ですが、初めてお会いしたときに、「お知り合いの中にも地方への移住をお考えの方が多くおられる」とお話をされていたことを思い返し、また移住者を迎え入れる地域の温かさがこの多賀町にあると改めて感じているところでございます。

今後も移住を希望される理由、また社会背景は続くと考える中で、議員のご質問にあります移住促進の今がチャンスは、まさにそのとおりだと認識し取組を進めなくてはならないと考えております。

次に2点目のご質問は、大滝地域での移住・定住を目指すソフト面での取組と並行して、住める場所の確保、空き家、空き地の利活用をどのように考えているかについてのご趣旨と推察し、この点についてお答えいたします。

近年の当町の人口増、著しい人口減少の歯止めは、民間事業者による宅地開発が主な要因であり、宅地を販売されると早い時期に購入され移住していただける、この背景には、住みやすい住みよいまち、子育てしやすいまち等々の多賀町の魅力があるものと考えております。

今後、大規模な宅地開発は見込めないところですが、多賀町の魅力が早々になくなるものではなく、次の展開としては空き家の利活用と考えております。

ソフト面での魅力を基に、住みたいと思われる取組と回帰支援センターの示す移住者を受け入れる仕組みづくりは議員のお考えと同じくするもので、住める空き家の確保に努めたいと考えております。

次に3点目の、空き家実態調査の結果、大滝地域での住める空き家の件数についてお

答えいたします。

今年度、各自治会にご無理を申し上げご協力いただきました空き家実態調査の結果を先にご報告させていただきます。まち全体では35自治会よりご回答を頂き、総数で357戸、内訳といたしましては、長年放置され地域の生活環境に影響が生じている問題のある空き家は40戸、総数の約11%、放置されているが地域の生活環境に影響が生じていない空き家は146戸、総数の約41%、適正に管理されている問題のない空き家は171戸、総数の約48%でありました。参考ではありますが、本町の専用住宅戸数4,451戸に対し、約8%が空き家との結果でありました。

住める空き家は問題のない空き家にその可能性があるものとし、ご質問の大滝地域では75戸でありましたが、所有者のご意向の確認が未着手でありますので、必ずしもこの戸数とは限らないところでございます。

議員の2点目のご質問のとおり、住める空き家の確保のため、所有者のご意向の確認に努めたいと考えております。

次に4点目の、移住相談の対応、現在の相談件数についてお答えいたします。

移住相談の件数は6月時点で14件、その後は1件のご相談を受けております。この方は20歳代の子育て世帯で、ご相談の際には本町の子育て支援策など、また働く場所、就職支援については県の移住ポータルサイトをご紹介させていただき、また住める場所としては空き家バンクの方をご紹介させていただいております。

最後に5点目の、行政は山間地域がどのレベルにあれば公費を投入しての対応を行うのかについてお答えいたします。

議員の思われているところもおありかと存じますが、どの程度のレベルが必要か、レベルに達しているから公費を投入するというものではないと考えております。大滝地域で申し上げますと、近年では多賀町里づくり魅力化プロジェクト会議、また地域おこし協力隊2名の委嘱はレベル、基準から判断されたものではなく、地域の課題を解決しようとする取組、また将来につながる持続可能なまちづくりを目指すまちの施策方針としてご判断されているものと認識しております。

今後も執行者の適切なお判断の下、努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。5つ質問させてもらった中で、3点ほど再質問させていただきます。

まず1つ目に、今がチャンスだと思っていて、まず空き家の利活用で大滝地区では75戸の対象空き家があるということでした。所有者の意向確認が未着手ということは、これはどういうことなのか教えてください。

それと2つ目、移住に関する相談が現時点で15件で、移住が成立したのは1件もな

いという回答というか認識でよろしいでしょうか。

3つ目に、公費の投入はレベルに達しているから公費を投入するものではない、地域おこし協力隊2名の派遣はレベルや基準から判断したのではなく、地域の課題を解決し未来の持続可能なまちづくりを目指す町の施策であるということでした。地域おこし協力隊2名と鶴飼先生をはじめとして、県立大学がいろいろと施策を考えていてくれますが、国からの補助も限られている中で、資金不足が起こった場合の対応はあるのかお教え願いたいと思います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 3点のご質問、まず1点目の方の、現在未着手である状態につきましては、申し訳ございません。私の方の業務の采配の方が行き届いてないというところで、私個人が反省しております。今後、課を挙げて取組を進めさせていただきますので、その点でのご理解をお願いいたします。

2点目の、相談件数14件と1件の追加で15件という答弁をさせていただきました。実際、その中で移住ご相談という対応をさせていただいております。またその15件の中からの移住という形ではございませんけども、ほかに個人と個人の間で移住されておられる方はおられますが、その点については把握できておりませんので、相談件数は15件ということでご理解の方をお願いいたします。

3点目の、公費等の投入につきまして、将来資金不足等の対応というご質問でよろしかったかと思うんですけども、この点については現在、大滝里づくり魅力化プロジェクト会議、また現在におきましてはNPO法人の方が継承していただいておりますが、あくまで持続できるためにいろんな事業を展開しながら、資金不足に陥らないというような考え方でいろいろと計画にされておりますので、こちら行政としましてもその活動についていろいろと、公金ではなくても私どもも持っているいろいろな行政的な立場からご支援の方をさせていただき、そのような資金不足に陥らないようにご支援させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。空き家の意向確認についての未着手については、早期に着手していただきまして、健全な空き家の確保をお願いしたいと思います。

また、相談者の15名の中で移住されたかどうかまでは把握できていないという回答でしたが、そういう相談を受けた方がその後どうなったかというところまできっちり把握していただくべきだと私は思いますので、よろしく申し上げます。

3つ目の、資金不足が起こった場合、起こらないように支援していくということでしたけども、持続可能なまちづくりのために頑張っていてくれる地域おこし協力隊に対して、やっぱり誠意ある対応をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次の再質問ですけれども、現在、空き家・空き地バンクには2件の空き地があります。先週まで2件の空き家もあったんですけれども、先週末に2件とも消えてましたので、敏満寺と川相は成立したのかなというふうに思っております。空き地については、市街化調整区域の木曾と富之尾です。富之尾の物件は366.26㎡、約110坪が360万円で、申請者の希望価格ではありますが、坪約3万3,000円です。木曾の物件は532.23㎡、約160坪が400万円です。申請者の希望価格ではありますが、坪2万5,000円です。可能かどうか分かりませんが、東京のアンテナショップここ滋賀にこのような情報を載せたとして、田舎暮らしにあこがれる若い方などがどう思われるのでしょうか。100坪以上の土地がこんなに安く手に入るのかと興味を持たれる方が少ないと思います。

以前の一般質問でも、若い世代が田舎で100坪の敷地に家、車庫、庭がある生活にあこがれているという調査結果を述べたと思います。アンテナショップここ滋賀に空き地バンクの情報を掲示することが可能なかをお尋ねしたいのが1点と、2点目は今、紹介した2件の空き地ですが、市街化調整区域でもあり、家を建てる時の条件等は書かれておりませんでした。誰でも何の制約もなく建てられるのかお尋ねいたします。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問の方が、東京にあります滋賀県の情報アンテナショップここ滋賀のことでの情報発信等の件かと推察いたします。

私、かなり前でございますけれども、2度ほどここ滋賀の方を訪問させていただいております。そのときの感じたことでもありますけれども、やはり情報誌の方が片隅の方に置かれているというところで、そのときにも店員なり店長とお話をさせていただいたことがございます。何らかやはり県下の市町の情報を強く発信できないかということでお話をさせていただいたんですけれども、やはり県下の特産品等の販売が目的で、その情報関係を発信するようなブースを大きくすることは難しいというお話を頂いております。その中で、私個人的な思いにはなりますけれども、そこに置いてる情報誌の方を、今、議員のご意見にもありますような移住・定住、また多賀町の魅力を発信するような情報誌に工夫をしていけば何らかの可能性はあるのかなとは思ってはおりますけれども、先ほどからご指摘いただいておりますように、まだこちらの方が受入態勢の仕組みづくりが整っていないところがございますので、いましばらく模索していただきたいというふうに考えております。

あと2点目の、市街化調整区域での建築要件等でございます。こちらにつきましては、やはり市街化調整区域ということで市街化区域を抑制するというので、一定の制約要件等がございます。あくまで、こちら許認可権者の方は県になりますので、おおむねでのご説明でよろしいでしょうか。実際、市街化調整区域、私ども線引きという言葉を使わせていただくんですけれども、要はその区域が設定されたのが昭和46年でございます。この昭和46年以前に宅地、建物があり、今なおかつ現存している場合ですと、開発許

可が整ったということを進めることが可能とは聞いております。ただ、家屋が現存していない場合、今現状が更地になっている場合、それについてはこの昭和46年以降、線引き後ということで、そちらの方の要件の方が加味されているというふうには伺っております。この46年以降どのような制約等があるかというお話になるんですけども、県が事前にあらかじめ指定している50戸連たんという地域の中であれば、開発許可で建築等はできるんですけども、あとはほかの条件になりますと農林業に従事されている方等々のかなり複雑な要件になりますので、この点については個別案件という形で、媒介事業者を通じて許認可権者である県の方に1件1件確認を取っていただいた方がよろしいかというところがございます。おおむねの事例を申し上げましたけども、かなり複雑でございますので、こちらとしては1件1件その事例に応じて県の方にご相談していただきたいというふうに考えております。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。情報誌に工夫はできないことはないということで、空き家の方の確認が取れていないということで、それも早めてもらって、この情報誌の方の見直しをお願いしたいと思います。

また、住宅を建てる場合の条件であります。いろいろ複雑な問題があるので、介入している業者に入ってもらうのかどうか分かりませんが、今あるこの空き地・空き家の登録シートですけども、そういう条件が何も書いていないというのが現状です。空き家・空き地情報バンク登録シートですが、空き地の情報シートは空き家の情報シート書式が同じで、上下水道が引き込まれているかの情報が曖昧な状態で、富之尾の物件には公共柵がありました。木曾の物件についてはなかったと思います。また、民家を建てる場合の制約など書かれていない。先ほども言いましたけども、下水道の引込みがない場合、上水道も同じですけども、本館が近くを通過していなかった場合、引込みに相当な費用がかかる可能性があるため、特記事項に記入する細かな情報を確実に明記する必要があるんじゃないかと思います。ホームページに載っている以上、その辺、ある程度責任を持って明らかにするべきかと思います。

また、大滝地域の活性化のため、11月から地域おこし協力隊が1名増員になりましたが、八重練のシェアハウスに住まわれたと聞いておりますが、本来、地域おこしをするためには、対象地域に住み地域との関りがあってこそ十分な活動ができると思います。住居を大滝地区に確保できなかったことに対してお伺いたします。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） まず1つ目のご質問、空き家・空き地情報バンクの登録情報シート、ホームページで公開させていただいている件のご指摘でございます。

今、議員のご質問、ご意見のとおり、優しくないような表記になっております。こちらの方につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、最終的には家を建てられるかどうか、建築できるか等については県の許認可となります。町の方でそこま



で詳細の方を書き込んでしまいますと、その手続において何らかの差異が生じた場合というところがありますので、全てを詳しく書き込むことは危険なリスクが伴うのかというところがございますが、やはり分かる範囲の中で情報が書けるものについては書けるような改善をさせていただき、ただ、そちらの方については先ほど申し上げました個々の事案ごとに複雑になりますということで、媒介事業者を通じるなり、個々の案件としてご相談いただく必要がございますというような明記の方はさせていただくようにいたします。今のご意見のとおり、確かに優しくないということで改善の方させていただきます。

2点目が、今の地域おこし協力隊、11月からお越しの方が八重練のシェアハウスのところがございます。こちらにつきましても、なぜ大滝地域の方で住めるところが探せなかったというところは、先ほどのご答弁させていただいたとおり、大滝地域での住める空き家の方の把握ができておらずというところがございます。今の川相みら家の方にお住まいの方も、また次の住まわれる場所を探される状況になりますし、またお声がかかっていつでも対応できるような形で、やはり住める空き家を探すために所有者のご意向等について努めてまいりますので、その点でのご理解の方をお願いいたします。申し訳ございません。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。シートの方については見直していただけるといふことと、できるだけ町が把握している範囲で、リスクを負わない書き方というたらおかしいかもしれない、そういう形でより優しい情報シートにしていくということでもよろしく願いいたします。

また、地域おこし協力隊の件についても、やっぱり空き家の持ち主の確認が遅れていることが原因のようなので、先ほども言いましたけども、よろしくお願ひしたいと思います。以上で最初の質問は終わります。

次に、2番目の質問です。

山を整備する上での施策について。今年度、大滝山林組合の皆伐および再造林の計画は、杉の約60年から80年生を当初2.73ha、搬出予定材積は820m<sup>3</sup>でありました。林道の対岸はラジヤリまたはスイングヤードで架線を張って搬出する計画をしていましたが、架線を使用しての搬出では赤字になる試算が示され、対岸の皆伐および再造林を断念し、皆伐面積は1.32ha、搬出予定材積も500m<sup>3</sup>程度の約半分に縮小せざるを得なかったのが現状です。

この問題は、各林道が河川脇を通っており、林道の山手側の手入れ、搬出間伐、皆伐、再造林といった適切な森林の循環が可能ですが、原木単価が上がらない限り、林道の対岸の森林は伐期を迎えても皆伐はできず、間伐も切捨て間伐を行うしか方法がない現状にあります。

架線が張れない現状を打開できるのは、各林道に1か所でもいいので橋の存在だと考

えます。橋を架けるには大きな予算が必要ですが、河川の狭い場所で短い橋を架ける方が、少しでも費用を削減できる方法だと考えます。

また、大滝山林組合の中で一番大きな面積を抱える森林を通っている林道、向野林道ではありますが、非常に荒れていて、トラックに木を積んで走れる状況ではありません。びわこ東部森林組合の管理林道ですが、令和2年12月議会の一般質問で林道の管理に対してお尋ねしたところ、産業環境課長は、「本町管理林道につきましては、春の雪解け後、豪雨や台風などの後に点検を行い、破損等が確認されれば補修等を行っております。びわこ東部森林組合、大滝山林組合、彦根市犬上郡営林組合の管理林道につきましては、町管理林道の点検時に合わせて点検を行うよう声がけをし、破損等があれば相談を受けており、また補修につきましては施工延長等に応じた補助金を現在交付しております」との回答でした。

今、遭遇している問題について、次の質問をいたします。

1 番目、林道対岸の整備の現状の把握はできているのか。また、その問題を解決する計画はあるのかお聞きいたします。

2 つ目に、向野林道の整備補助に関し、現時点でびわこ東部森林組合からの相談はあったのかお聞きいたします。よろしくお願ひします。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 神細工議員の2番目の、山を整備する上での施策についての1点目、林道対岸の整備の現状を把握しているのか、また問題を解決する計画はあるのかのご質問にお答えいたします。

林道対岸の整備の状況につきましては把握しております。議員からのご提案の林道対岸に橋を架けるには、河川管理者との協議を行い、国の補助金を活用する場合には対岸に新たな林道の開設を行うこととなります。補助金を活用しない場合には、単独費のみで橋を建設することとなり、どちらにしても多額な費用がかかることとなります。なお、一時的な搬出方法として、対岸まで敷き鉄板等を使い木材を搬出されていることもあると聞きます。木材の搬出の方法には、一般に勾配が急で地表状態が悪い場合は架線方式で、また林道や作業道があり緩傾斜地で地表状態が良い場合は車両方式が適しており、車両集積の場合、林業用重機を走行させるための作業道を造る必要がありますが、架線集材の場合には現在の現地の状況を加味して使用する機器を選定しなければなりません。作業道を造る必要がないことから、山を傷めることなく、また林床を荒らさないため山の環境に優しいというメリットが挙げられます。

以上のことを踏まえると、橋を架けることは莫大な費用が生じて、すぐには費用対効果が得られず、資金面で今後の搬出間伐、皆伐、再造林に影響を及ぼすことから、木材の搬出において車両方式が不可能であれば架線方式とし、森林を健全な状態に育成し循環させることで、森林の有する多面的機能を発揮させ、近年の異常気象にも対応できる

よう、より公益的な機能の高い森林として適切な整備を進めてまいりたいと考えております。損失分につきましては、令和4年度から1市3町で補助しております森林整備事業補助金を活用していただきたいと考えております。

2点目の、向野林道の整備補助に関し森林組合から相談があったのかについてですが、林道向野線は、昭和54年度から平成14年度までの24年間にわたり開設された林道で、幅員3m、総延長6,387m、利用区域内の森林資源、面積は291haにおよび、森林から生産される木材等の生産を運び出すためだけでなく、森林の持っている国土を守る働き、水源を涵養する働き、自然環境を保全する働きなど、様々な働きを十分に発揮するために必要な森林整備をきめ細やかにを行うために不可欠な林道であり、重要な役割を果たしています。林道の管理者はびわこ東部森林組合であり、林道向野線の整備補助に関して森林組合からの相談はありませんでした。林道を確認しましたところ、小さな落石や、未舗装部では林道の中心部には草がところどころ生えており、草刈りをしなければスムーズな通行ができない状況でありました。

議員がご指摘される、林道が非常に荒れていてトラックに木を積んで走れる状況ではないと言われるのは、ゲリラ豪雨等により小さな落石等が発生するからであり、山林組合が森林施業のために山に入るようになれば山林組合が対応することもあります。森林組合に補修を依頼すれば解決できる問題であると認識しております。

びわこ東部森林組合からの相談の件につきましては、毎年、林道補修工事に対しまして予算の範囲内で補助しておりますが、それ以上に補修補助が要る場合、また災害復旧工事で復旧対応する場合のことであります。

これからも関係機関と連携を密にしながら、森林を整備するために造られた林道等について維持管理、補修工事等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。橋を架けるといのは、ちょっと実現しにくいというような回答だったと思います。川の中を走って行って、向こう側に作業道を付けることをできるところもありますが、全然できないところもあると思います。架線を張るのに3町が出しているその補助金を使ってほしいという内容だったかと思いますが、それと向野林道に関しましては、びわこ東部森林組合から相談はなかったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 森林組合から林道向野線につきましては相談はございませんでした。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） 再質問させていただきます。林道の対岸の整備ができなければ、

単純に考えても、多賀町の山林の半分の43%の山林が整備できない状態が継続する可能性があります。木の循環システムが機能せずに、やがて荒廃して災害につながる可能性や、伐期を迎えても放置されて価値も低下し、CO<sub>2</sub>吸収量も低下の一途をたどり、地球温暖化にも影響します。これは、多賀町だけでなく日本全国同じような問題を抱えていると推察いたします。日本が抱える問題として、国の施策も考えていただかなければならない事態と考えます。架線搬出に補助金は出さないということですが、もし補助金が出たとしても、搬出して利益が出るだけの補助が必要なんです。架線を張る経費、全額の補助をしていただかないと、林道側とほぼ同じ程度の利益を得ることはできません。

また、森林環境譲与税は2024年に始まる森林循環税に先立ち、19年度から地方公共団体金融機構の準備金を活用して国が地方自治体に配分していますが、配分の基準は森林面積50%、林業従事者20%、市町村の人口30%となっています。森林環境譲与税は、森林環境税および森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村において間伐等の森林の整備に関する施策等、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされています。また、都道府県においては、森林整備を実施する市町村の支援に関する費用に充てることとされています。日本には約1,741の市町村があり、その中で人工林がゼロが151市町村、10ha以下が72市町村、合計223市町村、12.8%に上ります。2019年のデータですが、総務省が19年9月30日に森林環境譲与税を地方自治体に初めて割り当てた総額100億円を森林面積や人口などに応じ分配する新たな試みで、大都市が受ける多額の配分金に異論が出ているとあります。最も多く配分された市町村は横浜市で7,104万円、森林面積は517ha、多賀町の12.5%に過ぎません。次いで、浜松市が6,067万円、浜松市は大きな森林を抱えております。大阪府は5,480万円、森林面積はゼロです。令和2年では、横浜市は約3億195万円、大阪市は2億3,292万円、多賀町は2,016万円しか譲与していただいております。このような矛盾した国策に対し、多賀町は何も言わないのでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

議員のご質問のとおり、面積の割合が5割で、森林に携わる従事者2割、人口3割という配分でございますけれども、国で決められておりますので致し方がないというふうに理解しております。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） それでは、私、補足します。

この森林環境譲与税、面積が5割、それで林業従事者の数が2割、そして人口割3割、このような状況でありますので、人口の比率が高いというので、これだけの都市部に大きな譲与税の金額の予算があるということではありますが、今やはり山がある自治体にこ

の譲与税を配分する必要があるということで、面積割を6、それで従事者が2、それで人口割を2、一応まずそこから。もっと大きい面積割、林業従事者割をやはり私は要望したいんですけど、まずは1割増やす、それで人口割を1割減らす、そういうような要望を国に上げておりますので、これが実現してもらう必要が私にはあると強く要望もしているところです。こんで良かったかいな。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。一応、国の方にも働きかけをしていたでいるということで、それが実現することを願っておりますし、更にその次の段階として、もっと森林割を増やしていくというのが大切なことだと思います。森林がない大阪に2億3,292万円というのが落ちているというのが私にはどうにも理解できなかったんですけども、そういうことで国の方を変えていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に向野林道について、10月27日と11月12日の2回、視察に行きました。まず感じたことは、非常にお金をかけた林道だと感じました。谷の暗渠についても、かなり深いところを通っていたり、暗渠の下流まで幅の広い側溝が設置されたり、砂防ダムも幾重にも設置されている箇所が多くありました。林道の一覧表では、総延長5,522mとのことでしたが、先ほどの課長の言われるとおりに、実際走ってみると6.5km近くあったと思います。林道の入口から約1kmはコンクリート舗装、その先700m程度は未舗装で、その後、アスファルト舗装が少しあり、その他は未舗装で、10月27日に視察に行ったときには、約3km入ったところで土砂崩れで行くことができませんでした。そういう状況にありながら、先ほど、びわこ東部森林組合からは何も連絡がなかったということに不信を感じます。11月12日に再度視察に行ったところ、土砂の撤去は済んでおりましたが、これは誰が連絡してこういう形になったのか私ちょっと分からないので、また教えてください。終点まで行きましたけども、未舗装箇所は岩が露出したり土砂が流れた箇所をコンクリートで補修したのか、林道の左右で高さが違い、軽トラでも時速10km程度でないと走れない状況の林道でした。とても4トンのトラックが木を積んで走るには、荷崩れや転倒、転落のおそれもあり、走行中には車体がねじれてすぐに破損しそうな道でした。多賀町には先人の努力の結果、多くの林道が付けられています、放置して一旦荒れてしまうと、復旧には相当な経費がかかります。多賀町管理林道は言うに及ばず、他の組合管理林道も多賀町の86%の山林を守っていく上で、ある程度の投資をして健全な状態を保つことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

林道の3km先に土砂崩れがあって、役場の方に連絡がなかったという話につきましては、森林組合が管理されております。その林道の周りの森林につきましては、所有者は山林組合であり、林道には鍵はかかっておりませんが、チェーンがなされております。

そこで、山林組合の方が行ったというふうに推測されて、山林組合から森林組合の方に撤去の要請があったということで、役場の方に対しては、どこで土砂崩れがあって、下山とかいろいろ林道がありますけども、役場の方にはあまり入ってきていないのが事実でございます。先ほども答弁させていただきました大規模なものであったり、災害級で直さなければならないものを直していくという場合には相談もあると思いますが、小規模な補修で対応できるものにつきましては森林組合独自で対応しているというふうに考えております。

それと、今後の年度の維持補修につきましては、今現在の予算の中でできるだけ効率良く、森林組合、山林組合、そして犬上営林組合、そして町の管理する林道、全体の距離にしてもう117kmあると思いますけども、それだけの年間管理をしているわけでございます。効率良く漏れなくやっていきたいというふうに思いますけども、まずは山に入られる仕事の整備状況に応じて、どこで業者が発注して作業をやっているのかとか、個人が山に入られる状況等を森林組合も把握しながら、そういった林道の管理に努めていければというふうに思いますし、そういった指導なり、うちも集落と集落を結ぶ林道も抱えておりますので、生活面に困られないような配慮をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。管理者のびわこ東部森林組合の方からは連絡がなかったということで、ということは点検できてないということなんで、その点につきましてはびわこ東部森林組合の方にも言うておいてほしいと思います。また、山の作業に合わせて林道の整備を行っていくという回答でしたので、今後とも大滝山林組合、ほかの森林組合との情報を密にいただきまして、林道の整備をきっちりしていただきますようお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で10時45分といたします。

（午前10時32分 休憩）

---

（午前10時43分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、竹内薫議員の質問を許します。

6番、竹内薫議員。

〔6番議員 竹内薫君 登壇〕

○6番（竹内薫君） 議席番号6番、竹内でございます。議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。今回は2点質問をさせていただきます。

まず第1点目、SL公園の跡地についてであります。

昭和51年11月にSLパークがオープンし、当時はたくさんの観光客でにぎわって

いましたが、時代の変化とともに衰退し、施設が閉鎖され、その後は長い間放置されていきました。平成29年10月に愛知県豊田市在住の石川昭氏が多賀町を訪問され、日本の産業遺産であるD51SL機関車を修復し、多くの方に鑑賞・体験できるように保存したいので引き取りたいという申出がありました。今年8月1日から準備され、9月中旬には石川氏に無償譲渡されました。その公園跡地は今は空き地となっていますが、次の2点についてお聞きいたします。

①、公園跡地は原状復旧の後、敏満寺区への返却が基本と考えますが、復旧に係る費用はいくらか。

②、また返却をしない場合、何か有効活用の考えをされているのか。

2点についてお尋ねいたします。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 竹内議員のご質問の1点目、公園跡地は原状復旧の後、敏満寺区への返却が基本と考えますが、復旧に係る費用はいくらかについてお答えいたします。

まず、公園跡地は原状復旧の後、敏満寺区への返却、返還についてであります。当該地は昭和51年4月1日に賃貸人を胡宮神社、賃借人を多賀町観光協会として土地賃貸借契約を締結、また同時に賃貸人多賀町観光協会、賃借人多賀観光開発株式会社として土地賃貸借契約を締結、その後、多賀観光開発株式会社の経営が悪化し、平成5年1月8日に店舗、列車、附属建物に係る一切の権利を多賀町観光協会に移譲、その後、平成6年12月に多賀町観光協会との協議により多賀町がその権利を引き継ぎ、現在、賃貸人は胡宮神社、賃借人は多賀町となっております。

この間の土地賃貸借契約は、その都度変更を重ね今日まで継承されており、現在の契約では、SLが撤去された後、原状復旧し返還することとなっておりますので、原状復旧後には議員のご質問のとおり、賃貸人である胡宮神社に返還することとなります。しかしながら、現在、県において国道307号の勾配修正、歩道整備などの道路整備事業が計画されており、今後、数年をかけて公園跡地周辺は現状が大きく変わるものと判断する中で県との調整も必要と考え、原状復旧の着手には、いましばらくお時間を頂かなければならないと考えております。

また、ご質問にあります原状復旧に係る費用については、賃貸人より工作物の一切を撤去というご意向を確認し、複数の事業者に聞き取りを行ったところ、現況の外観視でも優に1,000万円を超える、また埋設されている構造物、特に浄化槽の状況次第ではかなりの高額になると確認しております。ご質問の復旧に係る費用はいくらかについては、現段階では最低でも1,000万円、埋設されている構造物の状況によっては更に高額、正確には解体に係る設計業務を発注させていただき精査を行わなければ把握できないと考えているところでございます。また、県の事業との調整、交渉で流動的になるとも考えている中での答えとなりますが、ご理解のほどお願いいたします。

次に2点目の、返却をしない場合、何か有効活用の考えはについてであります。町といたしましては原状復旧の着手には、いましばらくお時間を頂くこととなりますが、土地賃貸借契約の契約を履行し返還するもので、返還しない考えはないところでございます。また、有効活用についても、原状復旧に着手するまでの期間はございますが、国道307号の道路整備事業を考えますと、この間での活用は難しいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 竹内薫議員。

○6番（竹内薫君） ありがとうございます。現在、スマートインターの右折だまりの方で工事をされているに当たっては、そこは今現在使われているということでお聞きをしております。しばらくの間そういったものが終わるまでは、あそこはそのままということでお聞かせいただきましたのと、2番目の有効利用の計画はないということでお聞かされました。私が、更地に戻す費用として1,500万円ぐらいかかるのかなというふうに、根拠はございませんけど試算しております。今1,000万円ほどとおっしゃられましたので、そのぐらいはかかるんだろうなというふうに思っています。

2番の有効活用については考えていないということでお聞かされましたけども、今、ちょうどスマートインターチェンジの下り線が来年の5月ぐらいに供用開始されるということをお聞きしておりますし、そして上りは2025年にはちょっと無理だということも聞いております。将来的にはスマートインターチェンジもできますし、10年先、15年先になるかもしれませんが、国道8号線バイパスも多賀町内を通ります。非常にこの地域は国道8号線が将来的にできて、そしてスマートインターが完備され、ちょうど木曾の芹川の右岸からずっと立体になっていくみたいですが、その辺から今のささゆり保育園ないし駅前を通過してスマートインターチェンジ下り、そして高宮池、307号からスマートインターチェンジの上りからまた麒麟の方に、8号線バイパスという形で、今まで多賀大社と駅前とトライアングル構想と言われておりますが、それ以上のスパイラルといいますか、リンクといいますか、非常にこの地域が今後いろんな活用ができる場所になるのではないかなというふうに思います。これが町が完全に関与することではありませんけども、この辺のやはり将来的なことも考えられるのではないかなと。一度、都市計画といいますか、それで考える必要もあるのではないかなというふうに思っています。基本的には更地にして胡宮神社の方に返すということになるかどうかは思うんですけども、今後その辺の活用ということを考えられたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 再質問の方にお答えさせていただきます。

今、竹内議員のご質問のとおり、スマートインター関連、また国道8号バイパス等々の話になるかと思っておりますけども、やはり大きな幹線がこの多賀町に2つ通ることとなります。ただ、道路が通るだけではまちの活性化にはつながらない、この点については



皆様、地域の方からも執行者の方からも言われている言葉でございます。都市計画審議会、都市計画マスタープランにおいて将来的な構想、8号バイパスについては平面交差のところがございまして、いろいろとその中でのまちづくりというのは重々検討していきたいというところでございます。

また、今ご質問の要旨にありますSLの跡地でございますけれども、おそらく数年後には状況の方がかなり大きく変わろうとする中で、ひょっとしたら先に行政が動く前に民間の方でいろいろと動かれる可能性もあるのかなとも考えておりますので、その辺り十分に見諮らいながら慎重に計画の方、都市計画審議会等でもご審議を頂きながらいろいろと努めてまいりたいと考えておりますので、その点ではご理解お願いいたします。

○議長（松居亘君） 竹内議員。

○6番（竹内薫君） ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。先ほども言いましたように、本当に今後その地域がいろんな面で活用できるかなというふうに思っています。くれぐれも、やっぱり町としてその辺が乱開発とかされないように、十分気を付けて注視していただきたいと思いますと思っております。そういうお言葉がありましたので安心しました。

それでは、早いですけど2点目の方に移らせていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症の第8波への対応についてということで、今年の夏の第7波では予想を超える感染者数が増加したことから、医療機関はじめ保健所、県のサポートセンターなどで、その対応に現場がパニック状態となっていました。そのため、高熱などの自覚症状により、自分は感染したのではないかなというふうに思われた方もたくさんおられたと思います。受診のために病院へ行ってもなかなか診察を受けられず、不安や心配になった町民の方も多数おられると思います。よって、国や県の行う対策だけでは対応に限界があり、町の来たる第8波への何らかの対応が必要だと思えます。

そこで、以下の点についてお聞きします。

第7波を踏まえ、町としての独自の取組の考えはあるか、よろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 竹内議員からのご質問、新型コロナウイルス感染症の第8波への対策について、第7波を踏まえて町としての独自の取組の考えはについてお答えいたします。

今年の冬におきましては、夏の第7波を上回る新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、保健医療体制の強化を進めていくことが決定されました。滋賀県におきましても、新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザの同時流行が発生した場合には、ピーク時には県内で1日約9,000人の発熱患者が生じる可能性が想定されており、医療が逼

迫することが危惧されます。

そのような中で最も重要なことは、妊婦を含む重症化リスクのある方や65歳以上の方、小学生以下の子どもが発熱された場合に、発熱外来の受診ができ、必要な治療やケアなどの対応により重症化させないということでもあります。

第7波のときには抗原定性検査キットも簡単に手に入れられず、多くの方が検査の目的で発熱外来に駆け込み、発熱外来が混乱し、受診を希望する患者がタイムリーに受診できない状況でした。

今回は第7波のときと違い、滋賀県では検査キット配布センターが設置されているため、重症化リスクのない方や濃厚接種者の方が検査キットを希望する場合は、申込みをしたら1日から2日後には検査キットを無料で受け取れる状況であり、また薬局やインターネットでも検査キットが手に入れられる状況となっております。

今回の第8波に対しての町の取組としましては、滋賀県からの指導を下に、次の3点について町民の皆様にご周知することを重点に取り組んでおります。

まず1点目は、年内中に新型コロナワクチンの接種とインフルエンザワクチンの接種を早めに済ませていただくこと。2点目は、発熱など体調不良に早めに備えることとして、市販の新型コロナ抗原定性検査キットや解熱鎮痛剤など、必要品をあらかじめ準備しておくこと。3点目は、かかりつけ医や受診相談センターなど相談窓口の電話番号を確認しておくことです。

これらの3点をまとめたリーフレットを、11月25日に全戸配布させていただきました。さらに、彦根保健所および彦根医師会からは、医療の逼迫の回避のため、安易に救急車を要請することがないように住民にご周知することが重要であると指導を受けました。

そこで、どんな症状があるときに救急車を要請すべきか、また受診に迷ったときはまずはかかりつけ医や受診相談センターに電話で相談することなどを追加した内容を町民の皆様にご周知するため、12月2日に彦根保健所から提供されたチラシを全戸配布し、ホームページや有線放送等でもお知らせをしております。

さらに、年末年始におきましてはほとんどの医療機関が休診となるため、休日急病診療所の発熱外来に加え、管内の病院および彦根医師会に対し発熱外来を開設していただくよう、現在、彦根保健所から協力要請されていると伺っております。

町としましては、引き続き、必要なときに受診ができないといったことがないように、彦根保健所や県に医療や相談体制の整備について要請し、また最新情報の情報提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） 竹内議員。

○6番（竹内薫君） 答弁ありがとうございます。大変難しい判断といたしますか、収束が見えない段階、現状の中で、僕もこういう質問をするのもどうなんかなというふうな

思っておりますけども、第7波のときに私もちょうど感染をしまして、大変苦勞をした経験がございます。林課長もご存じだと思うんですけども、ちょうど祭日とお盆の休みが重なってまして、もう本当に電話したんですけども、県の方も保健所の方ももう100回以上はしましたけどもつながらないという状況が続いてました。こういうことを言ったらあれなんですけども、一度感染すれば大体こんなもんなのかな、風邪よりもましなのかなと、自分ながらの判断ですけど、本当に重症化される方もおられますので、そんな安易なことは言ってはいけないんですけども、自分の体験から言いますと風邪を引いたよりましやったなというふうな印象を持っておりますが、初めてのことであるので、今後どのような症状に変わっていくのか分かりません。2回目が今までかかったやつとはまた違うかもしれませんので、そんな安易なことは言えないんですけども、本当に自分の体験として苦勞をしました。なかなか電話しても本当に100回ぐらいつながらなく、30分ぐらいの時間に100回ぐらいスマホから連続連続でしましたけども、ようやく半時間して出てもらいましたけども、もう診察枠いっぱいですので今日は無理ですということで、3、4、大きな病院に電話しましたが、ことごとく断られました。挙句の果てに、知り合いから市立病院に直接行ったらトリアージとってやっておられますよということで、そっちへ行かれた方がいいんじゃないかということで、3日ほどしてからやっ行ってまいりました。本当はそこは重症者が行くべきところでありましたけども、行ったら順番できちっと診察をしていただきまして、陽性反応であるということでした。

今度またお正月の長期休みが続きます。そのときに第7波のような経験をされる方がないように、今いろいろとお聞かせいただきましたけども、私も11月25日の全戸配布の資料を残念ながら見逃しておりました。今その内容をちょっとお聞きしましたので、それで分かるのかなというふうに思いますけども、私が感じた中で、やっぱり医療機関とオンライン化といいますか、多賀町の住民の方が、例えば多賀町のオンラインの電話を利用して直接、医療機関に直通でかかるようなシステムとかはできないのかなとったり、そしたら話を聞いていただければ安心もしていただけますし、すぐ重症の方は手だてもできると思うんですけども、まず1点、そのオンライン化といいますか、医療機関に何らかの形で直接アクセスできる、さっきも言いましたけども、多分お正月の期間は保健所、県のサポートセンターに電話してもおそらくつながらないことが多いと思います。順番でだんだんつなげていってもらえればいいんですけども、運が悪かったら本当に今や半時間経ってやっつながって、結局断られたみたいなことになりますので、考えとしてそういったオンライン、例えば地域医療関係ですと、前回の7波のときには管内感染で発熱外来が閉鎖されましたので、私たち地域住民としましては、肝腎な地域医療の場所が閉鎖されていたということもありますし、例えばそういった地域のサポートをしていただく医療機関で、直通電話といいますか引いていただいて話を聞いていただく、処置の方法を教えてくださいというような方法は取れないのかなというふうに思

いますので、その辺についてお答えできれば、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（松居亘君） 林課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

竹内議員が、前回の第7波のときに大変ご苦勞されたこと、私もよく存じ上げております。今、ご提案を頂きましたオンライン化の診療ができると、一番それはスムーズに患者の不安も迅速に対応ができて本当にいいものだろうというふうに考えますが、多賀町単独で医療機関とのオンライン化を進めることは大変困難な状況でありまして、彦根医師会、病院協会等と、今後のスタイル、システムとしてはそういうオンライン化も国の方も進めていくということを言われておりますし、非常に大切なシステムだとは考えておりますので、今すぐにこの第8波に対応するのは大変困難でございますけれども、このようなシステムを作り上げていくということにつきましては、管内近隣市町、県も通してですけれども、一緒に考えていくような体制に持っていきたいなというふうに考えております。

そしてもう一つ、発熱したからすぐに医療機関へというのは、今回住民の皆様には配布した資料にも書かせていただいているんですが、すぐ医療機関に行くということではなく、手持ちの検査キットであるとか解熱剤の方で対応ができればそれで対応していただくというようなことで、熱が出たからすぐに医療機関というのは重症化リスクが高い方とか高齢者の方、妊婦の方、小さい子どもということに限って対応していきたいということを周知していきたいと思っておりますし、住民の皆様にもそれを伝えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松居亘君） 竹内議員。

○6番（竹内薫君） ありがとうございます。大変難しいと思います。

1点確認なんですけども、先ほど3点のあれということで、3番の電話による対応について、ちょっと資料を私、見てませんので教えていただきたいんですけども、電話先はどこに電話したら良かったんでしょうか。

○議長（松居亘君） 林課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

電話相談窓口は、まずご自分のかかりつけ医のところはもちろんなんですけども、県の方で受診相談センター、受診した方がいいかなとか、今の症状について相談をした場合に、24時間対応で相談センターを開設しておりますので、そちらの電話番号ですね。それと、救急車を呼ぶかどうか迷った場合ということで、救急要請相談ダイヤルというのと、子どもの専用で子ども医療相談ダイヤルというのがありますので、この3つを周知させていただいております。

以上です。

○議長（松居亘君） 竹内議員。

○6番（竹内薫君） ありがとうございます。町内といたしますか、多賀町ではそういった電話は一切受け付けないということで理解させてもらってよろしいですね。

○議長（松居亘君） 林課長。

○福祉保健課長（林優子君） 日々の業務の中でも、県とかこういう身近なあまりかけたことがないところに電話をするのはハードルが高いということで、福祉保健課の方にはちょこちょこお電話を頂いております。お電話を頂いた方については、そこで対応の説明をさせていただいたりとかご相談に応じさせていただいておりますので、全く町が対応しないということではございません。

○議長（松居亘君） 竹内議員。

○6番（竹内薫君） 大変失礼を言いました。そういった形で、やはり町民の方、どっかへ電話するというのであれば、やっぱり福祉保健課の方に頼ってこられるんじゃないかなというふうに思います。休日であるとか夜間対応というのはどうしても無理かもしれませんが、平日、日中に関しましては相談をぜひともお願いをしたいのと、先ほども申し上げましたように、今、彦根の医療機関の方にといたしますか、お願いをしているオンライン化、ぜひとも早急に整えていただくような形に、ぜひとも町の方からもお願いをしたいなというふうに思います。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松居亘君） 次に、8番、富永勉議員の質問を許します。

8番、富永勉議員。

〔8番議員 富永勉君 登壇〕

○8番（富永勉君） 議席ナンバー8番、富永です。議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

まず1点目、学校給食等の無償化についてお聞きをいたします。

学校給食等の無償化は、豊郷町では県下でいち早く平成30年度から実施されています。また、甲良町では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、令和4年度末までの学校給食等を無償化にし、まだ未確定であります。令和5年度以降も引き続き無償化を続け、子育て世帯への応援を行うことを検討されていると聞き及んでいます。

本町では地方創生臨時交付金を活用して、多岐にわたり支援を行っていただいていることに感謝するところでございます。近隣のまちで子育て世帯への支援に力を入れている姿を見ると、久保町長の施策の方針の1つである子育て・教育熱心なまちづくりを掲げる本町もいま一度検討できないものかと考えます。

議会では令和元年度の幼児教育・保育の無償化に併せ、副食費の無償化についても慎重に議論し、その後、令和3年9月第3回定例会において、同僚議員2名より小中学校給食費の保護者負担の軽減、公費での幼児教育における副食費の全額負担について一般質問されてますが、無償化には至っておりません。

当時の判断であります。現在、コロナ禍、物価高騰から抜け出せない社会情勢の中、時代に応じた、また将来を見据えた検討が必要と考えます。

学校給食費等が無償化にするのか否か、また無償化とするのであれば、一時的な支援とするのか恒久的な支援とするのかも併せ、まずは検討が必要と考え、次の2点についてお伺いします。

まず1点、学校給食費の無償化の考えはあるのかないのか。

2点目、就学前施設の副食費の無償化の考えはどうかをお聞きいたします。

○議長（松居亘君） 山中教育長。

〔教育長 山中健一君 登壇〕

○教育長（山中健一君） 富永議員の学校給食費の無償化についてのご質問にお答えいたします。関連いたしますので、学校給食費、就学前の副食費と併せてお答えいたします。

まず小中学校の給食費無償化についてでございますが、現在、毎月の給食費として小学校4,000円、中学校4,500円を保護者にご負担いただいております。これは、学校給食法におきまして学校給食の実施に必要な施設設備費、修繕費、人件費以外の費用は保護者負担とされておりますことから、保護者にご負担をお願いしているところであります。

次に就学前保育園等の副食費につきましては、令和元年10月に実施されました幼児教育・保育の無償化に当たり、本町では国の示した副食費の保護者負担の考え方を維持することとして、長時部4,500円、短時部4,000円を保護者負担としてお願いしているところでございます。

今年度、経済情勢が厳しさを増す中、物価高騰による対応として、令和4年7月の臨時会におきましては、学校、園の給食費、副食費ともに、給食に係る食材の高騰分を保護者負担に転嫁させないよう、地方創生臨時交付金を活用し、賄材料費や給食委託料の増額補正をお願いし対応させていただいたところでございます。

また従前より、ご家庭の経済的事情により給食費について就学援助制度の対象となっておられるご家庭は全額援助の対象となっており、ご負担はございません。副食費についても、住民税非課税世帯や年収360万円未満相当世帯の負担については免除をしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、依然として続くコロナ禍や物価高騰など生活における不安はどの家庭においても増していることから、現下の社会情勢をしっかりと見極め、柔軟に施策を展開し子育て支援を充実させていくことが必要であると考えております。

現時点の考え方としては、保護者からご負担いただく給食費等につきましては、給食を提供するに当たっての貴重な財源であると認識しつつ、長引く物価高騰に対する給食費、副食費の対応として、今後示される国の補正予算の動向や社会情勢を見ながら、社会生活に大きく影響が出ると判断した場合において、保護者の負担が軽減できないか検討してまいりたいと考えております。

なお、物価高騰時の社会情勢の影響によるのではなく、多賀町の独自施策として、令和5年度以降の子育て支援策を充実させるべく、多子世帯の子育て支援、さらなる少子化対策として、具体的には第3子以降の給食費、副食費について無償化できないか検討を進めているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） 教育長、どうもありがとうございました。後ほど同僚議員も質問されるので、簡単に1、2点だけ質問させていただきます。

いつかちょっと忘れましたが、委員会で私はこのように発言をしています。たしか教育委員会所管でなかったと思いますけども、多賀町はほかの町、またほかの市に対して、子どもに対して本当に手厚い、びっくりするぐらい厚いと発言をしています。そのことにつきましては、町長はじめ執行者の皆様には大変お礼を申し上げるところでございます。ところが先ほど言いましたように、コロナの問題、またロシア、ウクライナの問題、また円高の問題、いろいろなものが毎月、この月はこんだけ品目、この月はこんだけ品目という値上がりが出ております。その値上がりしてる割には給料が上がってないのが現実なんです。2、3日前にもテレビを見てますと、何かインフラ手当というので月1万円、また一括して5万円、10万円とか3万円とか付けてる会社もあるんですけども、全部の会社でそういうふうにはやられておられないので、非常に子どもを持っている父兄の方は非常に今、苦しんでるところが多いんですよ。そして、小学校、また中学校で、小学校高学年となりますと食べ盛りでようさん金が要るということで言われています。先ほど言われました、「今後、国の予算の動向を見ながら、住民生活に大きく影響が出たと判断した場合、保護者負担の軽減を」と教育長が発言されておりますけども、これどの段階ぐらいで変わるのか、そこら辺ちょっと詳しく教えていただければ、お願いしたいんですけど、担当課長、お願いできますか。

○議長（松居亘君） 山中教育長。

○教育長（山中健一君） 今の富永議員の再質問のことでございますけども、どの時点ということですけども、これは議員ご質問いただいておりますように、町長の施策の大きな1つでございます。子育て・教育熱心のまちづくり、そういう中での社会情勢等いろいろと見て、あるいは県や国の動向、各周辺市町の状況も勘案するということがございますので、これは地方行政の重要なまた施策の1つでございますので、このことにつきましては町長の方で答えをしていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（松居亘君） 副町長。

○副町長（小菅俊二君） お答えをいたしたいと思います。

コロナ禍におきましてはいろいろと地方創生臨時交付金の活用でいろんな施策をやっておりますけども、おそらく来年度におきましてはもう平準化されてくるだろうと、あつたコロナ対策の交付金は縮減されていくものと思っております。そうした中で、子

どもの子育て対策をどのようにしていくか、これはもう町単独事業で考えていかなければならない大きな課題であろうかと思っております。今、教育長、答弁しましたように、令和5年度以降の給食費の無料化につきましては、第3子以降の子どもについては無料化については検討を始めるという答弁をしましたので、そういう方向で、これを一気にやろうとなりますと多額の財源を用意しなければならないということがありますので、その手だてが今、立たないようなこともございますので、一旦はそうした特定の子どもに絞らせていただきまして、無料化に向けての一步を進める検討に入りたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） 副町長、どうもありがとうございました。無償化について検討を進められているというお言葉を頂きましたので、一步前進したんでないかと喜んでるところでございます。一気に、小学校、中学校、また保育園、認定こども園とかいろんなことをするのは非常にもう莫大な金が必要、だから今回は中学校からとか小学校からとか保育園からとかいうことも考えていただきまして、一日も早く無償化になりますようよろしく願いまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目です。国道307号線沿いの盛土土地の利活用について伺います。

現在、本町では多賀スマートインターチェンジ整備事業が進められ、下り線の供用開始の時期が見えてきたところでございます。下り線においても、町道四ツ谷胡宮線の道路改修、また国道307号では進入路としての右折だまり、路面の切下げが計画されており、着々とハード面の整備が行われております。供用が開始されれば、自ずと整備された町道、国道を通り、県内外から多くの方が本町を訪れることとなります。このとき、本町をアピールできるのではないかと考えるところでございます。

その場所としては、SLが撤去された跡地から東側の谷を見ると、広い法面が見えます。また、その奥は町民グラウンドまで続く広大な敷地があります。この場所は、以前に町行政より、法面に桜を植樹し、その奥の敷地を桜公園にすると説明を受け、その後、シカによる獣害などで植樹ができないと聞き及んでおります。現在は草が生い茂っている状態であります。

県内外の方が多賀スマートインターチェンジを利用し多賀町を訪れる、その玄関口としてこの土地を利活用できないものかと、次の点について伺います。

まず1点目、再度、桜の植樹、桜公園化する考えはあるのかないのか。

2つ目、法面の景観整備、観光を目的とした活用の考えはあるのかないのか。

3つ目、敷地を利活用する考えはどうかをお聞きいたします。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 富永議員のご質問の1点目、再度、桜の植樹、桜公園化する考



えはについてお答えいたします。

富永議員のご質問の場所は、町道小森池線の道路整備事業に関連して山土を盛土した場所で、当時、議員のご質問の要旨のとおり桜を植樹し、桜公園とする考えがございました。しかしながら、桜の植樹を幾度も試みたところですが、シカによる獣害、植樹しても小さな苗木のうちから芽を食べられることから、シカ避けのネットを設置し、損壊されるたびに補修にも努め、また盛土施工の際にも、土質が悪くセメント改良剤を使用したことの影響のためか、土質にアルカリ成分が多く含まれており、何度も肥料の追肥も行いましたが定植に至らず、現状、桜の植樹に至っていないところでございます。

獣害については、電気柵などでの対策も考えられますが、その維持管理が伴うこと、また土壌の全体改良は相当の費用が見込まれることと想定できますことから、当時計画しておりました桜の植樹、桜公園化については今後も困難と判断し、当時のご説明の方を訂正させていただきたく存じます。申し訳ございません。

次に2点目の、法面の景観整備、観光を目的とした活用の考えはについてであります。多賀スマートインターチェンジを利用し、多賀大社への参拝、河内の風穴等々に訪れられる方へのアピールには、議員が着眼されるように、適した場所の1つとして承ります。しかしながら、貴重なご意見であります。先ほどの竹内議員でのご説明と重なるところもございしますが、現在、県において国道307号の勾配修正、歩道整備などの道路整備事業が計画されており、今後、現状が大きく変わるものと判断し、道路整備事業の進捗を見据えながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

最後に3点目の、敷地を利用する考えはについてであります。現地は建設発生土の処分を目的に盛土を行った場所であり、地盤の強度が懸念されるため、建築物などの設置には適さないと考えております。現在は、多賀スマートインターチェンジ上り線側の整備に必要な盛土材の仮置場として活用しておりますが、ほかの用途でも活用できることがあれば利活用を努めたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） どうもありがとうございました。この土地は、先ほども課長が言われたとおり、町道小森池線の梨ノ木の残土の処分、敏満寺区の協力を頂いてあそこへ置かせていただいたという土地です。ちょうどこれできて1年後ぐらいに私は質問をしています。そのときの担当課長はもう退職しておられませんが、400本の桜の木を植樹して桜公園にするという具合に聞いていました。その後、1年後見たら、パラパラパラとしか桜が植わってないと。これどういうことやということで質問をまた1年後ぐらいにさせていただきました。そのとき、肥料をやりに行ったら草刈りもしてるんやけどどうたらこうたら、何か土の質が悪いのでこれから頑張っているらしいという答弁を頂きました。ところが、今、課長の答弁、今後は困難、難しい、当時の説明を訂正させてい

ただきますと、これどういうことですか。担当課が違うんでそういうようなことを言われたのか、そこら辺、詳しく教えていただけませんか。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 先ほども答弁させていただいたとおりでございます。ご説明の当時に、再三取組をしましたが定植に至らないというところで、今後も同じようなこととしても定植に至らないであろうと判断して、訂正させていただきたいということで答弁させていただきました。もうその言葉どおりでございます。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） 産業環境課の課長、その後は別に草刈りも肥料もやっていないという事で理解してよろしいんですか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 地域整備課の藤本でございます。

当時、桜の植樹に携わらせていただきましたのは地域整備課の方でございまして、シカの食害の対策とかその辺のところは林業の方の技術も使わせていただいている関係があるんですが、基本的に地域整備課の方で対応させていただいたと思っております。何度か確かに植樹もされたと私も記憶はしておりますが、一番最初は苗木を植えたかと思うんです、非常に多くの本数を。そのときにも苗木が細すぎてというか小っちゃすぎて、シカの食害が非常にひどくて定植も難しいという状況で、その後もう少し苗の大きいタイプも植樹をしまして、また根本の土壤改良も山林組合にお願いしまして、必要な肥料等も施していただいたと記憶しております。その後、シカの害だけではないんですが、今の企画課長のお話のように、やはり土壤の成分が十分ではないのと、もう一つは、あそこの小森池の土というのは古琵琶湖層と言われてる粘土質系の土でございまして、土の中の排水があまりよろしくない。ですので、根を鉢のように掘りまして、そこから肥料等、土壤改良材も入れたんですけども、その周囲へ水がはけない状態で、やはり根腐れというのも非常に問題になってきます。どうしてもその土自体がそもそも公園化を目指して盛土をしていないという土でございまして、なかなか土自体を再利用するには非常に土壤改良というものを大規模にやるかということになってくるんですが、今の状況ですとそれにかなり費用をかけなければならないというのが想像できますので、今のところは草が生い茂っているような状態でございまして、まずは土地利用という形については、桜の公園化についてはなかなか困難ではないかなと思っておりますので、方向性としては何かほかの活用というのは考える必要はあるかと思うんですが、今現状としましては桜の植樹、定着というのは非常に費用的にも技術的にも困難ではないかなというのが今の現状でございます。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） ありがとうございます。木を植えるのは難しいという話を今、お聞きしました。山というのは木があるさかいにもってるんですよ。あそこ、木植えなん

だら、根も何もなかったら盛土と一緒になんです。盛土といえば、静岡県の熱海を思い出しますけども、大きな雨が降って盛土の土が来て307号線を被る、そういう可能性もあると思うんですが、その点はどの課長が答弁していただけるのか分かりませんが、その点は大丈夫なんでしょうか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 確かに議員おっしゃられるように、熱海の状況をあそこに当てはめるということは非常に心配されることで、我々もその辺は十分気を付けなければならぬと思っておりますが、今現状、先ほどのお話もありましたように、国道307号線の道路改良が今、計画中でございます。今現在の国道ですと、国道と法面との間に谷のような状況になっていると思います。今現状、計画されている国道の幅が非常に広い計画でございます。場合によっては、路線のルートによりまして、法面の間の谷が道路の区域に入る可能性が十分考えられます。そうなりますと、国道の道路改良によりまして法面が新たに出来上がることになりまして、あそこの法面も道路の近くの法面になる可能性が非常に高いということもあります。国道の道路改良によりまして、今おっしゃられているように盛土の崩壊が危惧されるような状況でありましたら調査をされると思います。それよって対策が必要なら、その対策が施されるんじゃないかなということも我々も考えています。今現状では、あの法面が崩れましても、道路との間に谷がありますので、そこが一旦緩衝地になるというか、道路にまで崩壊土砂が来ないようにあその間を少し開けてるんですけども、道路の幅員が変わることによってそれがなくなる場合は、当然、対策を取られるというふうに考えておりますので、その辺は滋賀県の方と道路計画をお話しさせていただき中で、あそこについても調査をしていただきたいということも我々もお話しておく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（松居亘君） 富永議員。

○8番（富永勉君） どうもありがとうございました。よく分かりました。事故が起きてからでは遅いんですよ。多賀町はいろんな山に囲まれてますさかい、いろんなところがあると思うんですけど、ここだけでなくほかのところも一応点検していただきまして、事故がないようよろしく願いをしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で13時といたします。

（午前11時45分 休憩）

---

（午後 0時56分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、近藤勇議員の質問を許します。

3番、近藤勇議員。

○3番（近藤勇君） 3番、近藤勇でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、1点質問をさせていただきたいと思っております。

私、ここに挙げておりますとおり、地域、民間で取り組まれる文化・芸術活動への支援制度についてお伺いをしたいと思っております。

過日、絵馬通りで飲食店を経営されている店舗で、著名な劇団を招かれることをお聞きいたしました。私はご存じのようにこんな雑駁な人間ですから、文化・芸術には詳しい知識、見識を持たないところですが、広辞苑によると、「文化とは人間が自然に手を加え形成してきた物心両面の成果、衣食住をはじめ、技術、学問、芸術、道徳、宗教、政治など、生活形成の様式と内容を含む。また、人間の精神的、内面的な生活に関わるものを言う」となっています。芸術とは、特殊な材料、技巧、様式などによる美の創作、表現であり、造形芸術、これは彫刻、絵画、建築などでございます。表現芸術は舞踊とか演劇など、音響芸術は音楽、言語芸術は詩、小説、謡曲などに分けられております。

そこで、興味津々に店舗を訪ねさせていただきました。私、これ質問させていただきますのは、漠然と著名な劇団と申し上げましたが、こちらの方を推奨する意味はございませんのでご理解を頂きたいと思っております。この劇団は、クラウンという欧米の伝統的な笑い、系統的な表現を、見た人がとても楽しめる、喜ばれる、記憶に残る作品を届けていただけた方たちとお伺いしました。私も当日、11月12日と13日で行ったけれども、公演を拝見しましたところ、公演を見られた皆さんの様子や感想をお伺いすると、とても楽しくて大変喜ばれており、まさに芸術に親しまれていたと感じたところでございます。この日は、午前、午後、開催をされましたけれども、各50人ほどおられました。ということは、合計100人ほどが楽しまれたというふうに思っております。また、この店舗にお伺いしましたときにも、ほかにも能楽やとかマリンバの演奏など、様々な取組をされていることも知りました。

話は戻りますけれども、本町では文化・芸術の分野では生涯学習課が主となり、多賀結いの森でささゆりコンサート、TAGA多賀町コンサート、また町民大学では東北楽天ゴールドエンイグルスの則本選手のトークショー、これは12月4日であったと思っております。等々、様々な講座を開催されていることは承知していますが、先ほどのような地域、民間で取り組まれる活動も地域の活性化に大いにつながるのではないかと強く感じるところでございます。

町行政では限られた予算の中で、工夫、または公演していただく方の情報を得ることも苦慮されてるのではと思っておりますが、地域の方、民間の方がお持ちのネットワークに頼る、望まれている芸術・文化のテーマを、行政の知り得る範囲に限らず広く求めることで、地域の活性化、心豊かなまちづくりにつながると考え、次の点について問うものでございます。

1点目、地域、民間で取り組まれる文化・芸術活動への支援制度の確立について伺いをいたします。

○議長（松居亘君） 大岡生涯学習課長。

〔生涯学習課長 大岡まゆみ君 登壇〕

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 近藤議員の地域、民間で取り組まれる文化・芸術活動への支援制度の確立についてのご質問にお答えいたします。

議員にご紹介いただいた町内で開催されている飲食店での催しなど、文化・芸術活動の地域での広がりが見られるようになりました。これらの事業に関わる地域の皆様の多種多様な発想は、私たち行政にないものがあります。ご提案いただいたように、地域、民間における様々な活動やネットワークにアンテナを張り、行政が地域の皆様とともに多賀町の文化・芸術を盛り上げていくことで、活力ある心豊かなまちづくりが実現するものと考えております。

また、このような地域、民間で取り組まれている活動については、まずは実際に活動されている団体を把握し、情報収集に努め、当課に関連する審議会や委員会の意見も頂きながら、協力や支援を検討していきたいと思います。

コロナ禍でも活動を止めないウイズコロナの取組の中で、地域の持つ、地域が誇る地域資源を生かし、官民一体となった生涯学習の充実を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。私、3年の6月ですから去年の6月の議会で、中央公民館の話をさせていただきました。そのときにも話があったんですけども、多分、去年、第2次の生涯学習推進計画というのを推進するというお話で話を頂きました。その結果を今年度聞かせていただけるものやなと思いながら話を聞かせていただき、あるいは本日のいろんな部分の中で取組をしますというお話を伺いましたけれども、今年度、その第2次生涯学習推進計画、これに基づく予算編成の段階で、地域の方の意見を反映した事業、例えば演者等を定めて予算の確保は、新年度、この令和4年度ですけれどもしておられるのか、その辺1点お聞かせを頂きます。

○議長（松居亘君） 大岡課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 再質問にお答えさせていただきます。

第2次生涯学習推進計画、令和4年3月に策定をさせていただきました。10年計画で5年間で見直すというような計画になっております。これからの計画でございますので、具体的に今年度の事業に予算的に反映させたとお答えさせていただけるような内容はこれという形はございませんが、今後また来年度、再来年度につきましては計画に基づいた予算編成の要望をしてみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。私は単に、去年この第2次生涯学習推進計画、策定したということであれば、今後10年間の計画というふうになってきますと、今年度から何かがスタートするのかなという単純に解釈をしましたので、今年度たとえ1つでも取り組んでほしかったなというふうに思って今の質問をさせていただきました。

次に、行政のみにとどまらず地域での広がりが見られるようになったと答弁されましたけども、飲食店がやった、そのほかに何か把握しておられるもの、実績としてございますか。

○議長（松居亘君） 大岡課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） お答えさせていただきます。

地域の中で様々な活動をされている団体が、ホールでありますとか結いの森の各箇所を使っていただいている実例はございます。えきなかライブで音楽の関係でご活躍をいただいている地域の方もいらっしゃいますし、文化協会の中にも新たに加盟していただいたような団体もございます。子育てサークルの中で英語を学ぶということで活動されている若い世帯の親子の方も文化協会に加盟していただきました。これからもっともっとウィズコロナという取組の中で、いろんな活動を耳にさせていただくことができるのかなと私どもは思っております。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。今、課長の回答によりますと、文化協会の方への登録というような状態の中で、絵画の教室、あるいは音楽という話があったように私は理解をしましたけれども、やっぱり多くの方が地域で取り組んでおられることを、多賀町に文化・芸術を普及していこうというふうに考えるのであれば、先ほど冒頭申しましたように、第2次生涯学習推進計画の中にもっともっと織り込んでいただいて、そして生涯学習課、あるいは町の行政だけが把握する部分でなくして、広く私どもこんなことやってます、あんなこともやってますというようなことを相談できるような体制を広げていただきたい、それによって文化・芸術が少しでも普及してくるのかな、浸透してくるのかな、多賀のまちがにぎやかな朗らかなまちになってくるかなと、心豊かなまちになってくるのかなというふうにも思いますので、その辺の取組をお願いしたいと思えます。

それと、例えば町民あるいは利用者からの企画提案により共同で事業を実施することも目標として掲げたというような部分が、この生涯学習推進計画の中に入っていると思います。その共同で事業を実施することも目標としているというその共同とは具体的にどのようなものを指すのかなということで質問させていただきたいんですけども、私は例えば教育委員会が主催とか共催とかなることによって、広報、あるいは周知、支援ができるかと理解しておりますが、いかがでしょうか。その共同の考え方を教えてください。

○議長（松居亘君） 大岡課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） お答えさせていただきます。

昨年6月に近藤議員からいただいたご質問の中に、公民館の利用の方法で営利を目的とした店舗のというようなご意見も頂きました。公民館は教育施設としてその機能を有する施設でございますので、社会教育法23条にも「もっぱら営利を目的とした」というような文言がうたわれております。そのような利用方法はお断りさせていただくような形で施設を運営しております。ただし、行政が主催をするような事業で幅広く皆様にご利用いただくというような形での取組を広めることで、いろんな方に公民館を活用していただけるのではないかと考えております。先日、今ほど近藤議員おっしゃっていただきました則本選手のトークショーですが、こちらの方も則本選手の後援会の皆様とともに行政が開催した1つの事業でございます。行政だけではなしえなかった事業かと思っております。また、例えばですけれども、結いの森で例えば特定の店舗が販売目的でお店を展開したいというような形は許可はできませんけれども、担当課の方が主催をして、その商店の活性化を目的に広く出店店舗を募りマルシェを開催するといった方法であれば、そのような形でも使っていただけるかと思っておりますので、行政と地域の皆様とともにそのような公民館の活用の方法を今後模索し、実践していきたいと思っております。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 私、また後で最後に質問しようかなと思ったんですけど、営利を目的とした利用という話をしてるんではございません。今この教育委員会、生涯学習課、そこと町民あるいは利用者からの企画提案によって共同で事業を実施することを目的としている話ですよ。ですから、教育委員会主催、あるいはどこそこ共催、あるいはどこそこが後援というような話を理解させていただいてるんですけども、その中に教育委員会という冠が付けば何でもしていただけるのかなという部分が1点知りたかったんです。その冠を付けることによって、町への例えば全戸配布とか、あるいは各組の回覧とか、そのようなことをしていただくことによって、どこそこでこんなことをやっています、あんなことをやっていますということをやっていただけるのか、その辺が聞きたいんです。もう一度お願いできますか。

○議長（松居亘君） 大岡課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） お答えさせていただきます。

教育委員会主催、そしてまた多賀町役場の各課が主催するような事業という形で、住民の皆様にも周知させていただくというような形は取れると思っております。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。私、くどいように何遍も話をさせていただきますのでお許しを頂きたいんですけども、先々月の10月23日と11月27日、光でいざなう水墨画の世界開催イベント、水墨画ワークショップ開催というチラシが各戸配布、あるいは小学校の4年生以上の子どもには配られたという理解をしております。それで、この中に主催はどこかいうたら、一般社団法人多賀観光協会、そして共催が多賀大社、

多賀町、多賀町教育委員会、協力が日本水墨画云々、商工会云々というふうとうたわれています。こういうことで、例えば共催であっても多賀町教育委員会が冠として名前が挙がっていれば各戸に周知をしてもらえるのか、あるいは昨日先ほどありましたという話、今日の新聞に載っております。昨日12月4日、東北楽天ゴールデンイーグルス、多賀町出身、則本のトークショーというのがありまして、150人が参集されたというのが載ってました。中日新聞見てたら今日載ってあったんですけども、その記事の中を見てましたら、多賀町民、あるいは多賀町の則本選手の後援会等を含んで150人というふうを書いてあったと思っております。これは主催が多賀町教育委員会、あるいは則本選手の後援会が後援という記事でございますので、これも教育委員会が載ったあるさかいにオーケーかなというふうに思っております。

それともう1点、これ12月17日にTAGA多賀町コンサート、定員150名、事前申込制ということで、これ主催、多賀町教育委員会生涯学習課というふうには冠は出ております。そやけれども、先ほど営利目的の利用は制限してますということでありながら、この料金の中に一般2,000円、大学生以下1,000円、あるいは多賀町在住者は1,500円というふうには、これ利用料金がうたわれてます。これは教育委員会がやってんやさかいに金を徴収しても何ら問題ございませんよという話をされるのか、先ほどの水墨画のワークショップもそうですけれども、この中に参加費1,000円というふうにはうたわれてます。これも多分、こっちは多賀の参集殿かな、こっちはささゆりホールですけども中央公民館、そのようにやっておられる部分については教育委員会の冠が被ったあるさかいに金を集めてもええのやというふうになるのか、教えてほしいんです。

それと先ほど来、何遍も言っておりますけれども、去年の6月の議会で質問したときに、「中央公民館は社会教育法に基づいて管理運営している。地域住民のために実際、生活に即する教育、学術および文化に関する各種事業を行い、住民の教養の向上、健康増進、生活文化の振興等に寄与することを目的に設置されている教育施設であり、営利目的の利用は制限しています」。課長の回答のとおりでございます。「また、設置および管理に関する条例、管理運営規則等の見直しについても社会教育委員会で検討していく」と答弁をいただきました。しかし、今言いましたように、12月17日開催のTAGA多賀町コンサート、また10月23日、11月27日開催の水墨画ワークショップも有料です。先ほど申しました、社会教育委員会で検討していきますと、それは何やいうたら、設置および管理の条例、あるいは管理の運営規則の見直し等を検討していくということを回答いただきましたけれども、その検討結果に基づく判断なのか、こういうふうには有料であっても、教育委員会をお願いをして教育委員会主催、あるいは共催という冠を付けていただいたら、こうして金を取るのが可能なんやというような検討結果やったのか、まだ検討されていないのか、その辺を再度お伺いいたします。

○議長（松居亘君） 大岡課長。



○生涯学習課長（大岡まゆみ君） お答えさせていただきます。

昨年の6月議会でお答えした内容の検討についてでございますが、条例規則を改正して、結いの森を公民館でなく、今、公民館ではなくてコミュニティセンターと位置づけて、幅広い活用の方法に変えていらっしゃる市町が非常にたくさんあります。結いの森公民館でございますけれども、まちづくりを第一の目的としたコミュニティセンターとして位置づければ、まちづくりに沿ったものであれば個人の店舗の出店や販売目的の利用、また文化ホールと位置づければコンサートや劇団などの民間活用が可能になります。このような内容も、その計画を策定する中で社会教育委員の皆さんに伝えながら、1年間、生涯学習推進計画の検討を昨年度してまいりました。策定については、社会教育委員会では昨年11月には、公民館の活用について地域の皆様からいろいろとご意見を頂くためのワークショップを開催するなどして、最終的な結論といたしましては、公民館は建設当時の教育施設としての公民館としての当初の考え方を今後も継承していくというような形になりました。現在のところは規則や条例の改正は考えておりませんし、ただし社会教育法23条の、公民館のもっぱら営利を目的として事業を行うことを禁止している条文については解釈がいろいろと様々ですので、柔軟な対応をさせていただきたいというふうに考えております。また、多賀のコンサート、今度開催しますコンサートについてですけれども、このコンサートは3人グループの方を招いて行います多賀町教育委員会の主催の事業です。公共的な事業としてプロの演奏に触れる学習の機会を地域の皆様に提供させていただく教育的な事業となります。かかる費用といたしましては、交通費込みでグループに謝礼金をお支払いしているのみでありまして、機材は全て持込みでかかる運搬費用や数人のスタッフの動員の費用などを考えると、お支払いする費用では利益が出るとは到底考えられないような金額でございます。また、徴収する費用につきましては、これは公益性を保つ受益者負担の観点から皆様にご負担いただき、多賀町の歳入とさせていただくものですので、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。何か分かったような分からんような話ですけれども、私ども町民からすれば、公民館は金のかかるもんはしたらあかんといいいながら、教育委員会では、いやこの3人に来てもらうさかい旅費が、滞在費か何か分からんけど、その金の分だけは負担してもらおうんだというような部分がまかり通るのかなというふうに思います。何で私これこだわってるかいうたら、さっきも言いましたように、1件の家の開催に一生懸命話をしてるわけではございません。こういうチラシを以前、誰か見てくれはったことありますか。クラウンという、本当にピエロというのかな、そういう世界的な有名な方に来ていただいて、こういうことをやりますということでチラシを私とこ頂きました。これをこの間もその店でもしゃべってたんですけれども、さっき冒頭言いましたように、ここの店だけ押すわけではございませんので、はき違えのないようにご理解を頂きたいんですけれども、こうして世界的有名な方に来ていただいてやるのに、例

えば教育委員会が後援とか共催とか後ろの方に名前を付けていただいたら、多賀でこんなことやってまっせ、こんな世界的な有名な人が来はりまっせというのと同じのが、この多賀のコンサート、これ世界的有名とおっしゃいましたね。そのような方でないかなというふうに思いますので、こだわったような質問をさせていただいている状態でございます。もうこれは勝手に個人的にやってはんにゃから周知するのは勝手よ、自分らでいいなと言うのやったら、いとも簡単に話は終わってしまいます。こんなくどくどと私いつまでも話せんでも、もうとっくに終わってある話かなというふうに思いますけれども、こうやってして文化・芸術に親しんでいただこうと。先ほど言いましたように、マリンバの演奏とか能楽とかそういう分にも取り組んでおられる、それも文化・芸術やないかと。例えば、ピエロというクラウンでこういうことを来られたら、これも文化・芸術やろうと、コンサートやおられるのも文化・芸術やろうと。あるいはこの間、町長のお話にありました多賀の堀内心優彩さんやったかな、多賀中1年生の子がフルート奏者で日本一になられたと。「わー、ええなあ、そうやってして一生懸命取り組んでんねんやな」ということで、私はほんまに喜んで聴かせていただきました。あの方も今年の6月やったかな、中央公民館で演奏会をやられたということも認識をしております。

そうして、多賀町でも文化・芸術に芽生えてきてる子、あるいはそうして取り組んでいこうと思って一生懸命やおられる部門を、もっといとも簡単に多賀町民の方に周知できひんやろかというのが私の一番の大きな願いでございます。この願いは、先ほど課長の回答がありました、教育委員会生涯学習課が主催、共催している部分についてはできるんやと、そやけどそれ以外はどっちか言うたらお断り。そうなってくると、この則本のトークショーやとか水彩画のワークショップは何なんやろうなど。則本のトークショーは、主催は多賀町教育委員会と書いてます。共催の中に後援会ですわ。後援会が共催してても周知してもらえんのか。あるいは水墨画のワークショップやったら、主催は観光協会ですわ。共催の中に多賀町とか多賀町の教育委員会が入る。ここを頼むことによつて、多賀町の人にこんなことやってます、あんなことやってますという周知ができるんやったら、もっと僕ここのやってくれはるときに、一生懸命教育委員会に頼みに行っていきなという話をしますけれども、こうやってして取り組んでいただいているのが分かったら、何とかして早く把握していただいて、先ほどもありましたように、町民やとか利用者の方の企画提案だとか、そういう部門もこの生涯学習推進計画の中にうたわれてあるという認識をしておりますので、こういうことがあるんやったら、もっと間口を広げていただいて、何とかしてその名前を挙げていただくことによつて、例えば町民への回覧とか各戸配布やとか、そのような部分がしていただけたら、本当に1人でも多くの方がそういう文化に携わってもらえるのかなと。確かに先ほど言いましたクラウンのこれ、高いです。前売り券が3,000円、1日当日券で買うたら3,500円です。ということで高いです。そやけれども、こういうことを、先ほど僕言いましたよう

に、当日、親御さんもおじいちゃんもおばあちゃんも子どもも、「わあ楽しい、こんなことができるんやな、こんなことがあるんやな」というて楽しんでおられたのを目の当たりにしたので、そういう外国での芸術というのかな、そういう部門も得る機会やと。何もこれを補助してくれとか、来はった人のさっきのこのTAGA多賀コンサートやったら、足代とか宿泊か何か分からんけども、滞在費か、その部分を払うだけになりますという話でしたけども、僕はそんな金は払ってくれとかどうのこうの違って、こういう部門もやってはったら芸術の1つやないか、文化の1つやないかというふうに考えていただいたら、ここに共催とか主催とかそのような部分が載せてもらえるの違うやろうかということですので、もう一度お願いをします。

○議長（松居亘君） 山中教育長。

○教育長（山中健一君） 近藤議員のおっしゃることはよく理解できます。もう先ほど申されたように、この公民館のそういう目的といいますかそういうものにつきましては、先ほどもおっしゃってますように、住民の教養の向上、あるいは生活文化の振興、社会福祉の増進、いろんなことを進めておるわけですね、公民館の目的として。そういうものに合致するものについては、これは教育委員会としても当然、支援していくということですし、営利を伴うことにつきましても、そういうことにつながっていくものについてはこれはやっぱり考えていく必要があるというふうには思っております。

23条の社会教育法はもっぱら営利ということの文言がございますけども、これについてはやはり若干弾力的な運用ができるということで、近藤議員がおっしゃるような趣旨のこともその中でやっていけると思っております。それから、いろんなお話、チラシとか見せていただきましたけれども、やっぱりそういうことが先ほど申し上げた地域の住民の文化の向上とかそういうものに役立つものであれば、後援名義を申請していただいて、教育委員会が、あるいは多賀町の後援ということも付けることが、その趣旨に合致しておればできると思っておりますので、そういう意味でこれはしっかり支援もできると思います。そういう意味でご理解を頂きたいし、それが先ほど申し上げたいくつかのことについて、若干この共催とか後援とかいろんな話がございしますが、そこらはもう一度生涯学習課としてもきちっと整理をするようにいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、去年、関西社会フォーラムということで生涯学習推進計画をやった中で、関西の公民館活動をやっておられる方々が集まっていたいて、また多賀町の方も多く参加していただいてフォーラムを行いました。それが非常に良かったので、今年から生涯学習推進計画を進めると。これはやっぱりうまく進んでいかなければ話にならないということで、ぜひ今年から本町独自の社会教育フォーラム、これを実施することになってましたが、コロナでこの間できなくなりました。延期をしているわけです。これは、やはり公民館というものが、今、生涯学習推進計画できました。まだまだ皆さんにも、その中身がどういうものかというものが浸透してないと思うんですね。そういうものを

普及することと、いろんな団体の方が公民館に参加されてますよ。その方たちが今の推進計画に沿って、あるいは公民館とはこうあるべきだということでのいろんなご意見を持っておられると思うんですよ。そういう意見を聞くがために社会教育フォーラムを実施する予定でしたが、残念ながらコロナでできないと。来年、年が変わってから社会教育フォーラムやって、いろんな方々のご意見を聞きながら、よりよい公民館活動、そういうものになるようにやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解を頂きたいというふうに思っています。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。今、教育長の方から、今後検討していくというのは、教育委員会が主催、あるいは共催、後援という名前がありますけども、私が1つ理解できひんかったのが、主催なのか共催なのか後援なのか、各々辞書引いたら多分出てきますけれども、何かこのチラシを見てますと、主催と書いてみたり共催と書いてみたり後援と書いてみたり、言葉悪いですけどばらばらやと。ですから、その辺の解釈を統一していただいて、これは多賀町のためになる、生涯学習のため、教育、文化・芸術のためになるというのやったら教育委員会が主催します、そやけど共催はどこそこの何やらさんです、あるいは後援はここですというような部分の整理をきっちりしていただいて、広く間口を開けていただいて、こういうことをやりたいんやけれども、こうしてどうしたらええやろうという申出があったら受け付けるというお話でしたので、そのようにして、やっぱりその文化・芸術を浸透させてほしい、普及をしてほしいということをお願いしておりますので、そういうことによってその普及をさすということにしようと思えば、やはり多賀町民の方に広報をしなければならぬ。そうすると、例えばこういうチラシを1枚作って全戸配布ですよとか、各組の回覧ですよということをしていただくと、たとえ何人かの人でも目に留めていただけるん違うかなという部門も思いますので、その辺を切にお願いしたい。

それと、最後になりましたけれども、営利を目的の利用は制限してるという部門は、私も全体からももう理解をしました。公民館事業はそうではない、営利を目的とするものはやめるという話も分かりました。コミュニティセンター化していけばそれができるの違うやろうかという、今、課長の話もありましたので、その辺も教育長の今の答弁いただいたのと課長の答弁とはちょっと違いましたけれども、教育長は今、公民館としてやっていくさかいに社会教育の云々というお話をされましたけれども、中央公民館をコミュニティ化をしてより多くの町民に楽しんでいただける、そして、ああ本当にできて良かったんやなというような部分の中で、営利目的というところちょっと言葉は語弊がありますがけれども、その辺の部分も整理をしていただきながらきっちり進めていただければありがたいなと。

そういうことで、最後にもう1点だけ確認させてください。こういう文化・芸術のイベントを開催したいというときには、どこを窓口にして申込みをすれば受け付けていた

だいて、丸かペケかの判断をしていただけるのかなと、それだけ課長の方やったかな、回答いただけますか。

○議長（松居亘君） 大岡課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） お答えさせていただきます。

ぜひとも生涯学習課を窓口にしていただいて申し出ていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。くどのような質問を何遍も何遍も繰り返し繰り返したんですけれども、生涯学習課を窓口としてこのようなイベントをやります、文化・芸術に関するイベントをやりますということであれば、主催は例えば近藤勇であっても、後援、共催として理解をしていただける解釈ができるのであれば、それは生涯学習課で受付をして広く町民の方に広報をしていただけるという解釈をさせていただきました。間違ったら教えてください。それでよろしいですか。

○議長（松居亘君） 大岡課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） お答えさせていただきます。

窓口、生涯学習課で申請をしていただきたいと思いますが、後援名義等々の判断に関しましてはしっかりと町の方でしていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。その判断をしていただいたのちには、各町民に全て周知をしていただけるという解釈を私はさせていただきますので、先ほど来いろんなチラシを出しましたけれども、教育委員会という名前が載ったあるがために、町の方へは町民の方に周知をしていただけるという理解をさせていただきました。もしも間違ったら、また後で訂正をしてください。

○議長（松居亘君） 大岡課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） お答えさせていただきます。

書類とともに周知の様式等々は申請される団体の方で作っていただき、それを受けさせていただきますという形になりますので、よろしくお願いたします。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。ありがとうございます。くどのような質問を最後までしましたけれども、最後、判断は生涯学習課に任せとけということですので、文化・芸術の普及のためによりよい判断をしていただいて、多賀町民の方全ての方に普及推進ができるように努力をしていただきたいということを切にお願いしまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で1時50分まで休憩します。

(午後 1時43分 休憩)

(午後 1時49分 再開)

○議長(松居亘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、山口久男議員の質問を許します。

10番、山口久男議員。

[10番議員 山口久男君 登壇]

○10番(山口久男君) 議席番号10番、山口です。私は12月第4回定例会に当たり、大きく次の3点について一般質問を行います。

まず第一は、子育て支援のさらなる拡充を求めることについてであります。

物価高騰による国民、町民の生活への負担が深刻な状況になっております。その中で、政府は国民に医療や介護の負担増を次々と押し付ける政治を行っています。

当然のことながら、町民の暮らしにも影響を与え、特に子育て世帯等の負担は日に日に増える一方です。そのような状況の中で、町の少子化対策、子育て支援を推進するために、以下の2点について伺います。

①、学校給食の無料化を求めることについてです。この件については先ほど富永議員の方からも質問がございましたので、重複する部分があるかも知れませんが、ご了承願いたいと思います。ご承知のように、学校給食は教育の一環であり、憲法第26条で義務教育は無償とすることを定めております。現在、小学校、中学校で無償なのは、授業料や教科書だけです。義務教育の学校給食無償化が加速的に広がり、全国で223自治体で給食の完全無料化が実現をしております。国に対して給食費の保護者負担をなくすことを求めると同時に、多賀町としても給食費の無料化を含め、保護者負担を軽減する考えについてお尋ねをいたします。

②、子ども医療費助成(無料化)について、高校卒業18歳まで通院費の助成を実施している自治体は、全国1,741市区町村のうち、約半数近い817にまで広がっております。多賀町でも、繰り返し私も、高校卒業までの医療費の無料化拡充を求めてまいりました。そのためにいろいろと財源の話で難しいという話を聞いておりますけれども、私は本当にこの機会、こういった時期にこそ医療費の無料化を図るべきだ、高校卒業まで医療費の無料化をぜひ実現していただきたい。医療費助成を拡充する考えについて伺っておきます。

以上2点について、答弁を求めます。

○議長(松居亘君) 山中教育長。

[教育長 山中健一君 登壇]

○教育長(山中健一君) 山口議員の子育て支援のさらなる拡充を求めることについての、学校給食の保護者負担を軽減する考えはのご質問にお答えします。さきの富永議員のご質問にもお答えしましたとおり、学校給食法におきまして学校給食の実施に必要な施設

設備費、修繕費、人件費以外の学校給食費は保護者負担とされていることから、本町におきましては、毎月の給食費として小学校4,000円、中学校4,500円を保護者にご負担いただいているところでございます。学校給食を支える貴重な財源となっているところでございます。

今年度においては、物価高騰等、経済情勢が厳しさを増している中、7月には地方創生臨時交付金を活用し、給食に係る食材の高騰分を保護者負担に転嫁させないよう補正予算を編成し対応させていただいたところでございます。また、従前より保護者の経済的事由により、就学援助制度において給食費については負担軽減措置を図っているところでございます。直近では、住民に対する物価高騰に係る対応として、緊急支援給付金制度を創設し、非課税世帯への支援を実施しているところでございますし、今後示されます国の補正予算の動向や社会情勢を見ながら、住民生活に大きく影響が出ると判断した場合においては、給食費について保護者の負担軽減ができないか検討してまいりたいと考えております。

なお、国への要望についてでございますが、国は学校給食費については学校設置者である自治体において検討がなされることがふさわしいとの考えがありますので、要望については考えておりませんが、町で判断していくということから、令和5年度以降の子育て支援策として、先ほどの富永議員のご質問にもお答えしましたように、多子世帯の子育て支援、さらなる少子化対策、具体的には第3子以降の給食費、副食費について無償化できないか、その検討を進めているところでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 2点目の高校卒業までの医療費助成の拡充の考え方についてのご質問でございます。

このご質問につきましては、過去何度となくご質問を頂き、その都度答弁をさせていただいております。今回も大変心苦しさもありますが、お答えをいたしたいと思っております。子どもの医療費の助成につきましては、我が国の子育て環境を整備するための重要な課題として政府全体で取り組むべき制度であり、全国町村会において無料化の実施を強く要望しているところでございます。今までご質問を頂いております高校生までの医療費拡充は、財政状況や情勢を踏まえつつ、様々な子育て対策、教育の充実の優先度から判断してまいりたいと考えているところでございます。今後におきましても、子育てしやすい環境をつくっていくため、義務教育終了まで行政の役割、また行政の支援として幅広い施策に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） まず、学校給食の無償化についてであります。教育長が言われ

た学校給食法の話ですけれども、確かに学校給食法の第11条には、自治体と保護者の負担割合が定められております。そのために従来から、一応、食材費については保護者負担というふうになっておりますけれども、私、いろいろ政府の今までの答弁を全部調べてみますと、必ずしも学校給食法は自治体の判断で全額補助をしておりませんという答弁、政府の見解だそうです。ですので、当然、先ほど申し上げましたように、給食費を無償とする自治体がどんどん増えてきております。私も全部調べてみますと、比較的小規模な自治体は実施されている率が多いですけれども、大きな自治体、例えば私が調べた範囲内では、青森市は人口27万人ですけれども、ここは全額、小学校、中学校無償化を実施するように、おそらく10月かちょっと忘れちゃったけれども実施をされるということでありまして、東京都の葛飾区は46万人の人口、ここも実施をされておるようですし、千葉県の市川市49万人、こういった大きな自治体でも無償化は実施をされております。また、その中でも先ほど答弁ございましたように、第3子からとか、あるいは半額補助とか、中学校3年生までとか、そういう条件付で一部補助している自治体もあることは事実であります。

滋賀県の状況を見てみますと、先ほども質問もあったかと思いますが、豊郷町では既に完全無償化が実施をされておりますし、高島市もどうも実施をされるようであります。これは詳しいことは分かりませんが、私が聞いた範囲ですけれども、あるいは長浜市もたしか実施をされてるというようなところで、そういう自治体が最近やはり子育て支援を何とかしたいと、子どもの経済的負担を軽減して子育てしやすいそういう自治体をつくっていこうと、こういう今、全国の流れだと思います。確かに、多賀町も様々な子育て支援をして、ご承知のように新しい住宅団地ができて、例えば彦根市の方から、多賀町の子育てがいいので、子育て支援策が充実してるのでこちらの方へ来たという話も聞いておりますが、やはり更にそういう意味で、今のこの物価高騰の折、あるいは子育て支援の経済的負担の非常に厳しい中で、できれば学校給食をもう少し無償化してほしいと。確かに先ほどの答弁では、富永議員の答弁にもありましたように、第3子からという話で検討するという話ですけれども、第3子から実施したらどれだけの費用が見込まれるのか。第3子というと、最近子どもの数が少ないですので、第3子の対象になる方がどれぐらいのパーセントになるのかなど、私、答弁聞いてそんなふうに思いましたので、その点について答弁求めたいと思います。

○議長（松居亘君） 本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君） お答えいたします。

推計を今の実績からさせていただいておりますと、多賀町の場合で、福祉保健課の方で第3子以降の出産時には出産奨励金というものを給付しております。その実績をここ数年間ずっと見ておりますと、大体、その学年というか、その1年限に依じて10人前後が第3子以降というふうなデータを取りましたので、就学前におきましてはその傾向が強いということで、先ほど答弁ございましたけれども、学校給食に加えて、保育園、こ



ども園の副食費についても無償化していこうというようなことを検討しておりますので、就学前におきましては3、4、5歳が対象となりますので、各10人いるとなると30人。小学校におきましては、各学年に10人が若干切れるだろうということで、約50人ぐらいと推計しています。中学校におきましても、各学年10人切るぐらいなので20人ということで、合計第3子以降については100人ぐらいを想定しております。

実際、金額でございますけれども、試算をさせていただきますと、その100人が全員対象になりますと約500万円ぐらいになります。答弁にもございましたように、既に経済的事由で免除しているご家庭もございますので、その重複分を引きますと、新たな財源としては400万円程度が必要になるという試算をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 小学校、中学校合わせて、対象となる第3子以降というのは大体50名程度だと。そのうち就学援助金とかがありますので、その分を引いた金額が、引きますと大体実質400万円程度の負担増になるということだと思います。私は、もう少し第3子というのも確かに、なかなか財政の話をしていろいろ副町長はよく言われますけれども、500万円、400万円程度であるなら、もう少し拡大、例えば中学校だけにするとか、その辺もう少し検討していただけないのかなというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがですか。第3子も、確かに多子世帯のご家庭というのは経済的負担も非常に多い、負担も大きくなるということはよく分かりますけれども、やはり第3子となるとやっぱり対象が限られておりますので、できれば例えば中学校ぐらいにするとか、もう少し対象を拡大してもらおうということの検討はされないのかどうか、その辺についてお聞かせを頂きたいと思います。第3子以降という話をもう決められておるならば、その方向で進んでおるのか分かりませんが、私の感じでは、もう少し財源を見つけ出してもらって、せめて中学校ぐらいにしてもらおうとか、その辺を何とかお願いできないのかなというところ辺りのことについて答弁を求めたいと思います。いかがですか。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） それではお答えをいたします。

私の政策として、子育て・教育熱心のまちづくり、先ほど富永議員も言っていただきましたように、それが1丁目1番地としていろんな取組を進めてきました。そのことも含めて、やはり町内外の皆さんにご理解いただいて、そして多賀町の宅地造成が、いろんな宅地をしていただきましたけど、その若い世代の定住化につながっている1つの大きな施策であると思っております。私、子育て教育への支援、1つには個人への支援、そして子育て・教育、環境、この一人一人の個人だけと違って全体の環境づくり、全体の子育て・教育の人への投資、施設への投資、そういうような投資と個人と全体と2つに分かれると思うんですけど、個人への投資はいろいろな無料化、もう滋賀県に先駆け

て皆様のご理解も得てさせていただきました。そしてまた、若者定住支援、それも今、平成24年から令和3年まで10年、今年で11年目になりますけど、10年で6,387万円の支援をさせていただきました。そしてまたおむつ代等の、出生から2年2,000円、それでも1年で1人に対して5万円、70人生まれてくれはると60人で300万円、そして通学カバン等のいろんな個人に対しての支援もさせていただいてます。そしてまた全体の環境づくり、やはりこども園の整備、学童の第2施設の整備も行いましたし、このような新しい施設の学童保育の整備というのは案外どこにもないということも、あれだけの整備をしているところはどこにもないということも聞かせていただいていますし、そしてまた先生、OBの方の人材、人への投資も、今、先生のOBの方も10名程度の方に適材適所でご尽力を頂いております。そのような投資も多賀町ならではの投資ではないかなと、先生、そうですね。やっぱり多賀町はしっかりとそういうような目に見えんところの投資もしていると、そういうようなことで、やはり子どもたちも安心して、学校の先生も、そして学校のOBの先生だけでなく、特別教育支援員、それも多賀小6名、大滝小1名、多賀中3名、そして町講師、多賀小1名、大滝小2名、そして多賀中では4名。やはり大滝小は町採用の講師の方を採用しているおかげで、各学年1学級がそういうふうな対応もさせていただいているところでありまして、そのような取組をさせていただいていますので、平成20年前の4、5年、1年間平均の民生費、子育て支援、保育園費で20年前の1年間平均が3億2,000万円、それが今現在の4、5年ぐらいの平均をすると5億2,000万円。そして学校教育関係を見ますと、民生費が2億円、今、5億2,000万円。そして今まで20年までぐらいは、1年平均、学校教育の費用で3億2,000万円、今、4億4,000万円。そしてこの子育て教育全体でしますと、20年度前までは1年で5億2,000万円、今は9億6,000万円の費用を計上しております。この差4億4,000万円、今までと比べると、やはり施設の建設費もこういうのに最近4、5年で載ってますけど、それにまた令和5年度になりますと久徳こども園の建設費等も加わってきますので、そしてもう一つ言うならば、子育て支援の1つとしては公園の整備もそういうようなところに入ってきますので、かなりの金額に教育、子育て、環境全体の投資をしているということも、皆様のご理解を頂きたいと思えます。

そして、もう一つ、明日、大橋議員が3つの学校、小中学校の施設のことについて質問をしていただきます。今、3校とも築60年、大体築80年が限界であるということも聞いております。これからあと20年、もう20年ですわ。やっぱりこれからもう15年から20年にかけて4、5年ぐらいの間に……。

〔発言する者あり〕

○町長（久保久良君） それも大事なことを言うてるんです。今の質問に関係ありますので。これやっぱり1つ建てようと思うたら20億円ぐらい、3つ建てようというたら60億円。やっぱり中央公民館でも10年間で10億円の基金を貯めて建設しました。この

学校建設も、やっぱりこの10年、15年間の間に15億円、場合によったら20億円ぐらいの基金を造成しなければ、やはり多賀町にとって借金の負担が重いことに、そしてその10年、15、20年間の時代の方々に負担を強いると。やっぱり今から均等にある程度基金を貯めていって、次の時代の方にも負担が軽減できる、そして私たちのこの時代も多少なりとも負担をする。そのような長期的までとは言いませんけど、中期的ぐらいのところまで視野に入れて、私たち行政としてはやっぱり責任ある立場としては考えていく必要があると思っております。その意味から、少しは第3子から、結構多賀町は第3子以上の方が多いまちでありますので、やっぱり第3子の多子世帯のご家庭には負担を軽減する。第1子、第2子ある方には、月8,000円から8,500円。やっぱり今、申し訳ありませんけど負担をしていただいて、この負担を将来的なこれから教育に対してお金が要る、そのような基金の造成等に利用をする必要があるのかなと思っております。これをしないと将来の方に負担を負ってもらうことになりますので、やはり今は良かっても、この将来もそこそこ多賀町やったら子育て、教育、お金が今までと同様にそんなに恵まれていると、それで多賀町に10年、15年間後の人でも、私らもうしてませんが、その後でもこうやってやはり多賀町に住みたいと言ってもらえるようなまちをつくるには、少しの応分の負担は皆様をお願いしたいと、そういうふうに思っておりますので、それが今のが山口議員の答えになったか分かりませんが、やはり行政の責任者としてそのようなことを考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 確かに財政計画というのは必要ですし、やはり将来を見据えてどれだけの財源が要るのか、財政計画といえますか、それは当然必要です。今、町長が言われたとおりであります。そこで、1つずつ政策的にこういうものをやったらどうですかというのが議員の仕事ですので、もちろん全体のことを考えてもらう、私ももちろん考えてますよ、それは。多賀町の財政がどうなってるかというのは、町長ももちろん考えておられると思いますけど、ほかの議員もみんなそれぞれ財政のことを考えておられて質問されてると思います。ですので、1つずつのことについて我々はこうですかというのを提案するのが議会だと思えますよ。ですので、それを分かってくださいね。ですので、そういう意味で私は、例えば高校卒業までの医療費の無料化も今後言いますけれども、全国的にも非常に財政が厳しい中でも、やっぱり子育ては今、大事、優先順位というのは当然あります、それは。あるので、今、子育て支援にやっぱり力を入れて、将来的にそういう方々が安心して住んでもらえる国づくりとか、自治体づくりをやる。今、先ほど申し上げた物価高騰の下で非常に厳しい状況に置かれているのは子育て世帯、もちろん高齢者の方も当然ですけども、やはり子育て世帯で経済的負担が非常に増えていると。ですので、何とか少しでも高校卒業までの医療費の無料化をしてほしいという声も私もよく聞きました。よそもしてるので、給食の話は終わりますけれど

ども、豊郷町の方も聞きまして、多賀町は豊郷と交流されてますので、豊郷町の方は高校卒業まで医療費無料化やと、多賀町も何とかやってくれませんかとか、そういうお声も確かに聞いております。それは全部がそうではないかもわかりませんが、そういうお声を聞いておりますので、私の立場としては一議員としてそういう町民の声を行政に少しでも反映させて、微力ですけれども、町民の皆さん、住民と一緒に、こういう声があるんですよと、それについて行政はどうですかというのが我々の仕事だと思うので、私は繰り返しそのことを申し上げているわけでありまして。

ですので、今、また全国の話と言うとまたどうかなと思いますけれども、以前は例えば、多賀町も子育て支援をやって住みやすいまちだと言われる方もおられますので、もちろん今のままの状況の下で更に拡充をしてほしいという私は考え方でありまして、そういう立場で聞いていただきたいと思っておりますけれども、例えば全国の話ですので、ちょっと申し訳ないですけれどもお聞きいただきたいと思うんですけれども、2009年、医療費の無料化の話です。医療費助成を行う市区町村の数、厚生労働省の調査で調べてみましたら、2009年は就学前までは980でした。中学校卒業までが345、高校卒業までが僅か2でした。ところが、2021年の調査ですけれども、就学前は40の自治体、中学校卒業までは832自治体、高校卒業までは817、約半分の自治体が高校卒業まで医療費の無料化をやっているというのが今の現状であります。確かに多賀町も、先ほど町長が言われたように、ほかの子育て支援もやっておりますので、これだけ捉まえてああやこうやという比較はできませんけれども、今、全国の状況はそのようになっていくということですので、この前の議会でも質問させていただきましたときに、どれだけ費用がかかるんですかと聞きましたら、大体今の試算ですと380万円程度で高校卒業までの医療費の無料化を実現することができるんだという話を聞きましたので、380万円ぐらい何とかありませんかという話をさせてもらいましたので、その点について、先ほどの副町長の答弁では、やりますという話では残念ながらありませんでしたけれども、その380万円の捻出が本当に今の多賀町の財政状況の下でできないのかどうか、もちろん優先順位があります。先ほど言われたように、義務教育までと言われたらそれまでかもわかりませんが、やはり今、高校へもうほとんどの方が行っておられるという状況ですので、義務教育ではないですけれども、高校生ぐらいになると非常に費用もかかりますし、それから子どもの医療費の問題で考えると、大きくなればそれほどお医者さんにかかる機会はないと思うんです。ただ、無料化ということであれば、安心してお金の心配なしにちょっとしたお医者さんにかかれて、むしろ重症化を防ぐということの効果があるのではないのかなということ、高校卒業までの医療費の無料化をぜひ多賀町でも実施をしていただきたいと、このことを申し上げて質問させていただいたということでありまして。時間ありませんので、これはこの程度で終わらせていただきたいと思っておりますが、答弁ございましたらよろしくお願ひしたいと思っております。380万円は何とかなりませんかという話です。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 今ほどの費用ですけれども、確かに子どもが大きくなれば医療費はそんなに使っておられないということでございます。7歳、8歳、その辺はピークでございますけれども、もう11歳から下がってきております。これは医療費はそういう状況ですけれども、現町政を預かっておられます久保町長におかれましては、義務教育を優先度ということを掲げておられますので、これはあくまでもその方針に基づいて、先ほどの給食費の問題でもありますので、そういうところへの財政の支援をやっていきたいなという思いでございますので、大変心苦しい答弁ではございますけれども、そういうことでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 私もそういう町長の政治的な判断ということはよく分かりますけど、私の判断としてはできたら高校卒業までお願いしたいと。私がもしそっちの立場だったら、何とかしますという話になるかもわかりません。それはわかりません。財政状況もそれほど、実質収支も令和3年度実質収支は2億3,996万円、それから財政調整基金も今14億円ぐらいあるということもありますし、380万円を何とか捻出ほしいという、この財政状況を見ても、私は捻出できるのではないのかなという思いで質問させていただきました。これは引き続いてまたやります。

続きまして、2つ目です。学校施設の整備についてであります。

これは当然お金の要る話ですので、ここでやるのは皆、お金の要る話なんです、はっきり言うたら。皆さんそうですし、議員皆そうです。そこを皆さんに考えてもらうのはそちらの方ですし、私ももちろん考えますけれども、多賀小学校区では児童数の増加により普通教室の不足が見込まれるが、その対応をどうするのかと。今後の学校施設の整備計画について、以下の3点について質問をいたします。

①、来年度以降の児童数の推移、学級数はどのようになるのか。

②、多賀小学校区の児童数の増加による多賀小学校の普通教室の不足をどのように対応されるのか。

③、学校施設の現状と学校の長寿命化計画、学校トイレの改修・洋式化を含む計画の見直しをどのようにされるのか、答弁を求めます。

○議長（松居亘君） 本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長（本多正浩君） 山口議員の学校施設の整備についてのご質問にお答えいたします。

①、多賀小学校の来年度以降の児童数の推移、学級数ですが、令和5年度以降令和7年度までの3年につきまして、現時点での推計をお答えいたします。まず児童数ですが、令和5年度が383名、令和6年度が417名、令和7年度が440名でございます。次に学級数ですが、令和5年度が16学級で今年度と比較しましてプラス1、令和6年

度が17学級、令和7年度が18学級となる見込みでございます。

②、普通教室の不足をどのように対応するのかについてですが、令和5年度のプラス1学級となる対応としましては、現在の南校舎1階の外国語教室を普通教室に戻すということで対応いたします。令和6年度の学級増加分につきましては、南校舎2階のコンピューター教室を普通教室に改修することで対応したいと考えており、この改修に係る設計費につきましては、今12月議会で補正予算をお願いしており、令和5年度の当初予算で改修工事の予算化をお願いし、令和5年度中に改修工事を完了し対応する予定でございます。令和7年度に向けた対応としましては、現存校舎では対応できませんので、新たに平屋で普通教室棟を増築し、2教室を確保する計画です。令和5年度当初予算で設計費、令和6年度当初予算に増築工事費の予算化をお願いし、令和6年度中に工事完成し対応する予定でございます。

次に③、学校施設の現状と長寿命化計画、トイレの改修・洋式化の計画の見直しについてですが、多賀小学校につきましては、北校舎が築60年を超え、他の校舎につきましても築50年程度が経過し老朽化も進んでおります。令和3年に策定しました多賀町学校施設等長寿命化計画におきましては、そのような現状を踏まえ、令和12年度までに調査を実施し、長寿命化工事を図ることとしております。また、多賀小学校につきましては、現在、北校舎のトイレの洋式化、簡式化工事について着手しており、今年度末には完了する予定で進めております。また、多賀小学校に限らず、多賀中学校、大滝小学校におきましても校舎の老朽化、トイレの洋式化等、同様の課題があり、子どもたちが安全・安心に過ごせるようバランス良く環境を整えていきたいと考えておりますが、町の財政事情や他事業とのバランス、町として健全財政を維持していく観点も重要ですので、財政部局とも相談、調整しながら、可能な限り早期に着手できるよう進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 今後、住宅団地ができて、児童数が増える、子どもの数が増えるのはいいことだと思います。取り分け、多賀小学校区、大滝小学校区も何とか増えてほしいなと思いますけれども、宅地造成がどうしても多賀小学校区中心になっておりますので、やはり児童数が今後増えると、数年ぐらい増えるということで、普通教室が足りなくなると。ですので、普通教室を何とか造成したいというのは、これはもう当然の、今までおそらく数年前から分かっていたのではないのかなと。その長寿命化計画の中にはそういうことが、児童数の推移がこうなってますので、多賀小学校区はかなり増えるような感じですけども、多賀町学校施設等長寿命化計画を私もらいましたけれども、もう少し見直しが必要ではないのかなというふうに私は思いましたので、お尋ねをいたしました次第であります。

そこで、建設費の話になりますので、これちょっとお聞きしたいんですけども、義

務教育諸学校施設費国庫負担法という法律があります。この中で、実際、校舎の新增設の場合は国が2分の1負担するというふうになっておりますけれども、例えばこれ私も初めてこの法律を読んで再確認したんですけれども、児童生徒急増地域の校舎新增設の場合は同法付則で特例として国の負担割合が3分の2とされているということですが、この点についてはご存じですか。これが適用されるんですか。多賀小学校の児童数の推移について今後増改築するんだという話がありましたけれども、この適用がされるのかどうか、その点について調べられているかどうかお聞かせいただきたいというふうに思います。その点についてどうなんですか。

○議長（松居亘君） 本多課長。

○教育総務課長（本多正浩君） 人口、児童数急増の国庫負担の割合ですけれども、文部科学省の方の補助金の申請につきましては2年ぐらい前から事前に相談、申請等をしないとなかなか通らないということで、計画でいいますと、令和6年度に新增築の今、答弁させていただいたようにさせていただきますので、来年度の5月、6月にはきっちり精査をして、適用できるかどうか判断して文部科学省の方に申請を挙げたいというふうに考えておりますので、現状のところまだ該当するかどうかの正確な精査はしておりませんので、答弁は差し控えさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 答弁を差し控えたいというのは、このことはご存じですか。ご存じだと思います、知ってる範囲で。当然、先ほど今、課長が言われたように、これは新增設する場合はやはり計画を立てると、その計画段階で文部科学省に申請を出すわけですわね。それ、おそらく1年、2年ずらすと、かなりほかの自治体からも申請があるようですので、やはりできるだけ早めにその辺の見通しは立てて、この国庫補助の方の法律にのっとった形で早期に検討していただく必要があろうかなと、私はそういうふうに感じますので、今、答弁を差し控えるということはよく分かりますけれども、当然その前提として調査を早くするとか、その辺の見通しがあるわけですので、児童数の増加の、その辺のところの調査を早めにする必要があって、このことを検討する必要があるのではないですか。

○議長（松居亘君） 本多課長。

○教育総務課長（本多正浩君） お答えさせていただきます。

新增築をしていくという予定につきましては、既にもう町長とも話をさせていただいてまして、新增築をしないと子どもたちの学習に支障が出てきますので、その計画についてはぶれずに実施していきたいと考えております。財政状況を踏まえまして、今、議員に申しさせていただいたように、2分の1か3分の2かというのは大きな問題ですので、財政状況を考えて負担、補助割合が高いように申請できるようにはさせていただくと思うんですけれども、急増割合の児童数がどれぐらいの幅でその高い方の補助率が適用

されるかどうかというところまで今現在は精査できておりませんので、その意味で答弁を差し控えさせていただくということで申し上げさせてもらったので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 次、3点目に移ります。インボイス制度の導入についてです。

これも前回、お伺いいたしまして、私もいろいろインボイス制度のことについて勉強させてもらって、本当にいろんな方々に影響するんだなと、地方自治体にも影響するんだなと思ひまして、再度、9月議会に引き続いて質問させていただきたいと思ひます。

9月議会で上下水道を受注している事業者へインボイスの発行を求めるのかとの質疑に対し、上水道、下水道についてインボイス発行事業者として既に登録を済ませているんだと。上下水道事業者において、仕入税額控除を行う必要があることから、相手事業者に対しインボイス発行事業者であることを求めることになると思定していると副町長が答弁されました。この点について、その後の対応、町が発注する事業者への影響はどのように考えておられるのか、改めてお聞きいたしたいと思ひます。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 山口議員のインボイス制度導入による町の対応についてのご質問にお答えいたします。

多賀町の上下水道事業につきましては、水道事業会計、下水道事業会計、農業集落事業特別会計のインボイス発行事業者への登録は完了しており、令和4年度から令和5年度にかけて料金システムや帳票等の変更業務を委託し、令和5年10月1日からのインボイス制度の導入に向けた準備を進めてまいります。

議員ご質問の契約の相手方事業者への対応につきましては、令和4年10月7日付、総務省自治行政局からの通知によりまして、インボイス制度への対応の有無を入札参加要件に加えることは適当でないとしておりますので、現段階におきましてはインボイス制度の導入に基づく町と事業者との関係に変化はございません。

ただし、議員もご承知のとおり、インボイス制度の導入後は消費税納税額の算定における仕入税額控除がインボイスによるものに限定されることから、免税事業者への支出に含まれる消費税はこれまでのように上下水道事業の納税額から控除することができなくなります。この問題に対する的確な対処方法について、現段階におきましては国からの通達等が示されておきませんが、その影響を緩和するための経過措置が一定期間設けられておきましては、その期間を最大限に活用しながら対応を検討してまいりたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 今の答弁で、入札参加資格の説明時にインボイスの登録がない



とかあるとかをその入札参加資格に加えないという答弁だったと思いますけど、それによろしいですか。

○議長（松居亘君） 藤本課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 今、山口議員おっしゃるとおり、総務省からの通達によりますとそのように書かれております。我々としては、入札参加の要件の中にそのインボイスの対応有無については明記する必要はないと考えております。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） そうすると、仮にインボイスを登録しなくても入札参加資格はあるんだという理解でよろしいですか。

○議長（松居亘君） 藤本課長。

○地域整備課長（藤本一之君） そのとおりです。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 次に、水道の検針員がおられますよね。今、何人おられるかちょっと分かりませんが、この方も基本的にいわゆる事業者になるわけですよね。じゃないですか。いわゆるシルバー人材センターの会員と同じの1人自営業者になると思いますけれども、この方はどうなるんですか。

○議長（松居亘君） 藤本課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

今、水道事業の検針員を、シルバー人材センターに委託している分以外に個人と契約させていただいている分がございます。これは、今おっしゃられるように個人事業主という形になろうかと思われまます。今、今年度お願いしている方が4人おられます。その方々につきましても、基本、免税事業者という形になると思います。こちらにつきましても、先ほど申し上げましたように、インボイスの対応有無に関しては関係ないということで、それを理由に契約を打ち切るといようなことは考えておりません。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） そうすると、検針員が仮にインボイスを登録しなくても検針員の仕事は続けることはできるということを確認してよろしいんですか。

○議長（松居亘君） 藤本課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 今現状といたしましては、ほかに理由がございません。

もしほかの理由がございましたら、契約内容を変更させていただくことはございますけれども、インボイスのことを理由に契約を打ち切るといことは、先ほど申し上げましたがございませんので、今までどおりお願いする形になります。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、企業会計の問題、あるいは特別会計の問題で私、調べてみましたら、農業集落排水事業、これ今、特別会計になっております。今後インボイス制度が導入されると、

この特別会計もインボイス登録をしなきゃならんとか、売上げを調べてみましたら、売上げというか利用料ですね、これ。利用料が1,000万円以下ですよ、農集排。この農集排の関係はどうなるんですか。売上げが今、1,000万円以下、今現在、利用料がいくらぐらいですか。まず教えてもらえますか。

○議長（松居亘君） 藤本課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに山口議員がおっしゃるように、農業集落排水につきましては料金収入が1,000万円以下でございます。今年の当初予算でも500万円台を計上させていただいてございますので、料金収入につきましては当然、免税事業者という枠に入ってくるというふうに思います。我々もこのインボイスの手続をさせていただくに当たっていろいろと調べましたところ、今おっしゃるようにそういうことが分かってまいりました。ただ、来年の10月1日より始まりますインボイスへの移行につきましては、対応につきましては、今後、農業集落排水に関わっていただいているといいますか、取引させていただいております事業者等が出たときに、インボイスの発行が町の方からできないという形になりますと、それはそちらのお客さんの方に逆にまた迷惑がかかってしまうということもありますので、冒頭お答えさせていただいたとおり、今現在、農業集落排水事業もインボイスへの登録を済ませている状態です。また、今年度と来年度で準備を進めておりますが、令和6年度から農業集落排水事業も企業会計になり、それを機会に下水道事業会計と一本化を考えております。そうなりますと、農業集落排水事業単独での今の会計とはまた違ってきまして、下水道事業会計の中に入ってくるという形になりますので、いずれにしましても今の形というのは来年10月1日以降のインボイスへの対応きっかけで、課税事業者で進みたいと考えております。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） そうすると、例えばこれ水道事業でも一緒ですけれども、例えば飲食店とか多賀町の水道水、下水道も一緒ですし、農業集落排水も一緒ですけれども、飲食店とかは水道水を利用しているということになりますので、そうすると、農集排、水道事業とか下水道事業も含めてインボイスの登録が当然必要になるという、先ほどの答弁だったと思いますね。本当にこれ大変だなと思うんです。そのインボイスを発行すると、いろんな手続上の問題もあります。ただ、町がやるのは別にそれはあれかも分かりませんが、中小零細業者にとっては非常に大変だと思います。その点について、それはそれでよろしいです。分かりました。今後、私自身はインボイス制度は中止すべきだということで、いつも中小業者の人にもこの前しゃべったら、「インボイスどうなんや」と話聞かれて、「私も分かりません」言うたんやけども、本当にインボイス制度が始まると、中小零細業者、それからまたフリーランスというか、先ほど言いました検針員の方、1人で頑張っている方、本当に非常に大変な負担になる。もちろん税負担も増える。もし課税業者になれば税負担も増えるし、ならなければ排除される可

能性もある。ただ、先ほど答弁いただきましたように、検針員はインボイス取らなくても入札参加資格とか今までどおりやってくれるということで、そのことは評価しますが、本当にこれからどうなるのかなというように思うんです。その点はそれで分かりました。

あと、私、農集排の話で、先ほど売上げが500万円程度、使用料ですか、農業集落排水使用料が500万円程度と。私も決算を見て、基本的に今までですと免税事業者になるわけですね、農集排ですと。ところが、消費税が支払われてるんですわ。なぜそうなるんですか。ちょっとこれは話がずれますけれども、私、今まで気がつかなくて、使用料が500万円程度なのに消費税が支払われてたというのは、これなぜそうなったのか。これインボイスとは直接関係ありませんけれども、インボイス制度を調べるに当たって、それを私も気がつきませんでして、先ほど担当者の方に聞きましたら消費税を支払ってるんだと、「1,000万円以下なのに免税事業者なのに消費税を何で払ってるんですか。返してください」と言いましたけれども、それはできないと思いますけれども、なぜそうなるのか。その点について、ちょっとこの機会に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松居亘君） 藤本課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

なぜ農業集落排水事業が課税事業者として今まで来ているかというお話の中で、1つ考えられますのは、事業着手時点、農業集落排水がスタートした時点で課税事業者でいくのか免税事業者でいくのかというのは選択をできたようです。事業着手当時、平成14年に事業着手ということでございますが、当初、供用開始までの間は、施設整備なり、毎年大きい事業費を動かしておりました。その頃は、逆に利用料金はまだ供用開始しておりませんので収入はありませんが、逆にその消費税の還付が頂けてたようです。仕入額控除になるんですけども、その差額で逆にその還付の方に移行してたという状況が何年間か続いて、平成20年までは逆に還付の方が多かったという状況が続いておまして、その後、事業を開始して施設整備はもう終わって料金収入のみで稼働する段階で、何年か経過をした段階で切り替えるということではできたようです。免税事業者の方に切り替えるということではできたようです。ところが、我々も今このインボイス制度の話を考えていく中で、1,000万円以下の売上高の事業体は免税事業者としてなるという話を我々も認識として今まで持っておらなかったもので、そのまま事業当初のまま課税事業者として今日まで来ているというのが現実ではないかなと我々は解釈しております。明確な理由というのが、我々もいろいろ担当と話してみたんですけども、今のところ見当たらないというのが現状です。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 私も決算審査に当たって見逃していたのも事実ですので、私もちょっとその辺、インボイス制度が始まるということで調べてみたら、免税事業者、は

つきり言ったら1,000万円以下にもかかわらず、ずっと消費税を支払われてたと、これは何らかのミスというとあれやけども、なぜそうなったのかやっぱり明らかにする必要があったと思うんです。ほかの自治体がどうなのか分かりませんが、多賀町は少なくとも農集排はおそらく1,000万円以上の売上げはなかったのではないのかなど。この10年ぐらい、消費税が10%になったのはいつやったかな、数年間はずっと支払ってたということになりますので、もう少しその辺は、これ今から消費税返してくれと税務署に言うても返してくれないですわね。返してくれるんですか。その免税事業者にもかかわらず消費税を払ってたというのになると、ちょっと私はこれは決算上の問題があるのかなど、そういうように思いましたのでお聞きした次第であります。これは後でまた聞きたい。

あと5分ほどちょっと申し訳ないですけど、時間ありますので、学校給食の食材の関係、ちょっと教えていただきたいんですけども、納入している地元の農家とか小売業者は今後どうなるんですか、インボイスが発行されると。これ、質問通告は出してなかったもので、分かりますか。農家、小売店の免税業者でおそらく、あるかどうか分かりませんが、学校給食協会の仕入税額控除ができない、もし農家とかの方が免税業者であるならば仕入税額控除ができなくなるのでどうなるんですかと私も思いましたので、もし分かればちょっと教えていただきたいなというふうに思います。業者が非課税業者かどうか私分かりませんが、小学校と中学校違いますので、その給食に係るインボイスが開始されることによって影響はどうかと。その点を教えていただきたいなと思います。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君） 納入していただいている個人業者とかに不利益が生じないように、こちらとしても対応をしていくということで、統一した運用をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） これで終わります。ありがとうございました。

---

○議長（松居亘君） これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日の再開は午前9時30分とし、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時53分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 竹 内 薫

多賀町議会議員 川 岸 真 喜